

低炭素建築物認定マニュアル

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル建築協会

目 次

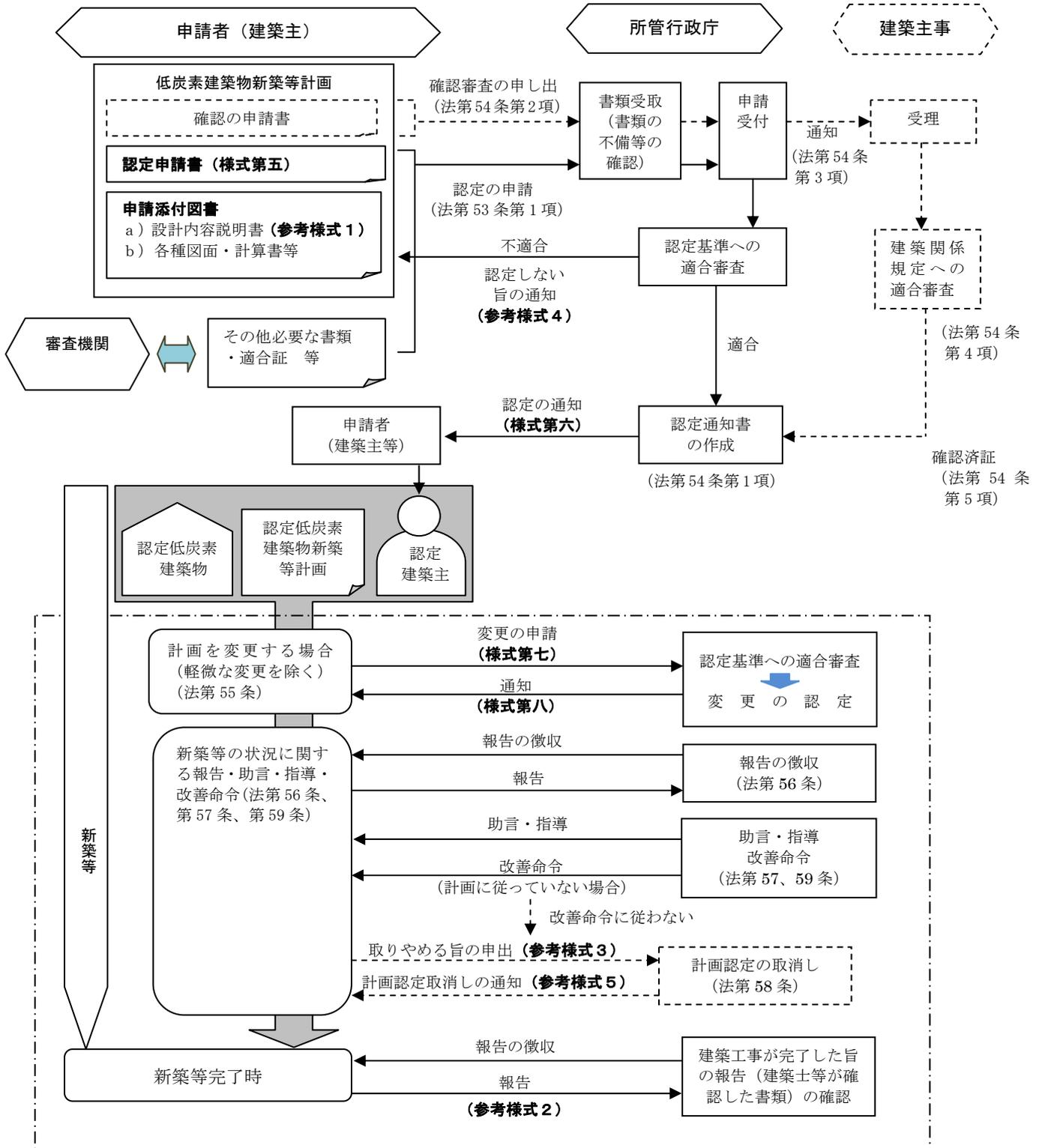
1章 認定業務の概要-----	1
1. 認定手続の流れ-----	2
2. 認定手続の内容-----	3
3. 認定基準に関する審査の手順-----	6
4. 認定通知書の作成-----	20
2章 認定基準の概要-----	21
3章 認定基準毎の審査手順-----	32
1. 基準の概要-----	34
2. 審査手順-----	36
4章 認定基準毎のチェックシート-----	52
1. チェックシート一覧-----	53
2. チェックシート-----	54
5章 参考資料-----	68
1. 規則様式・参考様式-----	69

1章. 認定業務の概要

1 章. 認定業務の概要

1. 認定手続の流れ

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。



2. 認定手続の内容

認定、変更認定の手続の内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や報告の徴収、助言・指導などが認定単位（住戸単位・建築物単位）で行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定低炭素建築物に係る基本的な情報を台帳等にて整理をしておくことが望ましい。

① 申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。（規則第41条関係）

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない旨の通知を行う必要があることから、図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前に確認しておく。また、建築物認定後に住戸認定を受けようとする場合、または、住戸認定後に建築物認定を受けようとする場合すでに着工していると新たに申請を行うことはできない為、申請の別の確認には注意を要する。

<申請に必要な図書>

- a. 規則様式第五による認定申請書（正本及び副本）
- b. 添付図書2部
 - ・設計内容説明書（参考様式1参照）
 - ・各種図面
 - ・計算書等（PAL計算表、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量の計算書、低炭素化に資する建築物であることを証明する書類等）
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
 - ・登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関※（以下「審査機関」という）の技術的審査を受けた場合における適合証等（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付）
- d. 建築確認に関する申請図書（法第54条第2項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

※指定確認検査機関は、住宅以外の用途が混在する建築物の審査に限り、登録住宅性能評価機関を兼ねる機関とする。

<確認事項>

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- ・提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・申請に係る建築物が、着工（着手）前であること。

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

② 審査の実施

①で提出された書類をもって速やかに審査を行う。

①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。（参考様式4参照）

③ 認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、申請者に対して認定した旨を通知する（様式第六参照）。この場合、申請書の副本及びその添付図書を1部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。ただし、建築物全体の認定による容積率緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない（低炭素化に資する設備に係る床面積について、建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる）。）を活用する場合は、確認済証の交付前に、認定基準に適合することを確認する。

認定通知書の交付に際して、申請の別に応じた通知書を交付する。

④ 認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、変更申請がされた場合（軽微な変更は除く）の審査の実施方法は①から③までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

a. 様式第7による変更認定申請書（正本及び副本）

b. 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

審査が完了した場合、申請者に対して変更認定を通知する（様式第八参照）。この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

⑤ 認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。
〔 この場合、トラブル発生の防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提出を求めることが望ましい。 〕

⑥ 建築工事が完了した旨の報告の確認

認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築されることを確保するため、所管行政庁は、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定建築主より受けることになる。

認定建築主は、報告を行うためには着工時点から準備をしておく必要があることから、報告の徴収は、認定通知と同時期に行う（認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求める。）ことが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書（参考様式2参照）に、原則として、建築士による工事監理報告書などを添付することが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑦ 認定の取消しの通知

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合、または、申請者から低炭素建築物等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申し出（参考様式3参照）があった場合、認定の取り消しを行い、申請者にその旨を通知する。（参考様式5参照）

3. 認定基準に関する審査の手順

低炭素建築物新築等計画の認定については法第54条で認定基準が定められている。

- ① 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること<法第54条第1項、法第2条第3項>

⇒「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）

定量的評価項目（省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と比べ、一次エネルギー消費量が△10%）、選択的項目（節水対策やエネルギーマネジメントなど法律や基本方針の趣旨を踏まえて取り組む措置）

- ② 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること
⇒「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）

低炭素建築物の認定に関する基本的事項等

- ③ 資金計画が適切なものであること

具体的な審査の手順について以下に示す。

（1）一般的な手順

認定の対象範囲の確認

- ①認定の対象範囲が、住戸のみ、建築物全体、建築物全体と住戸の両方の申請のいずれかを確認する。
- ②市街化区域等内であることを確認する。

《I. 住戸のみの認定として申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準以外）との照合

- ①低炭素建築物新築等計画に記載された事項が都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らして適切なものであること。
- ②申請書等において、低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画が適切に設定されていることを確認する。（法第53条第2項3号）
- ③その他国土交通省令で定めること（工事の着手予定時期及び完了予定時期の予定）が適切に設定されていることを確認する。（法53条第2項4号）

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準）との照合

設計内容説明書等において、住宅の仕様等及び設備が法第54条第1項第1号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2 a-1〕及び〔手順2 a-2〕による。

〔手順2 a-1〕計算結果と基準値との照合

平均U値及び平均 η 値計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

〔手順2 b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムにより求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕において、算定用WEBプログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

〔手順2 c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギーマネジメントに関する取組、再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEEによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順2 c-2〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 c-1〕において、その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と住戸に係る基準との照合を行う。

〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

各基準について、設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するためにその他添付図書との照合を行う。

ただし、CASBEEに関しては所管行政庁が認めたものに限る。

〔手順4〕認定の確定

a. 全ての認定基準において適合することが確認された場合

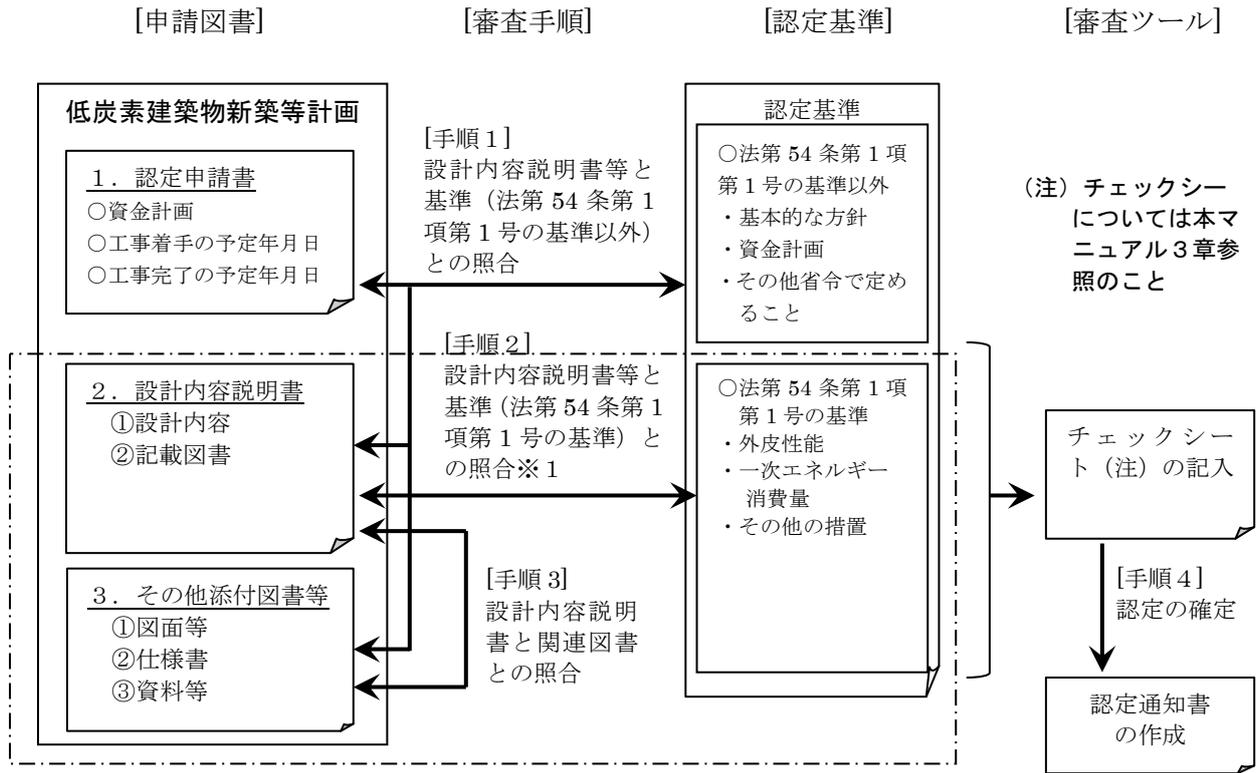
審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書の作成を行う。

b. 適合しない部分が確認された場合

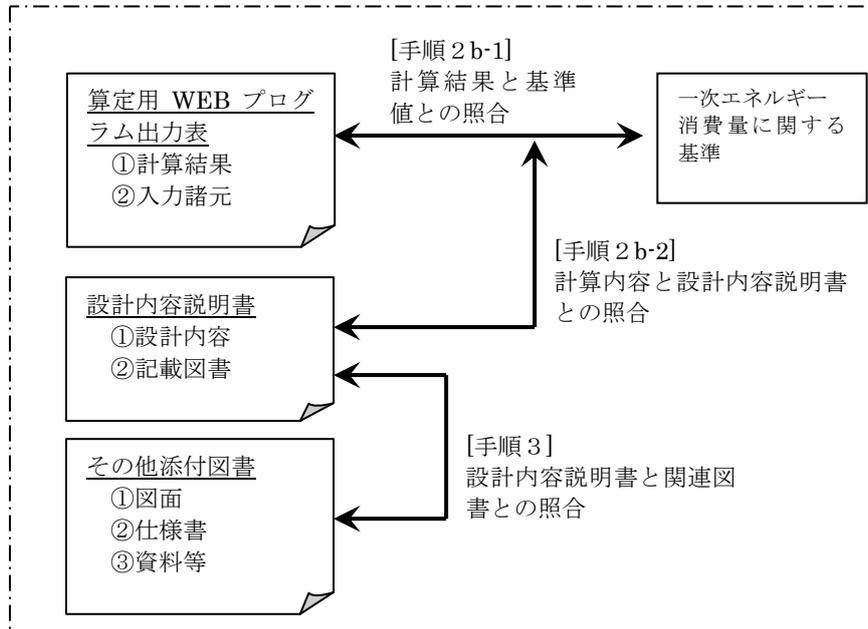
審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

- i) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合
申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。
- ii) 設計内容が適合していない場合
申請者に設計変更をする意思があるかどうか確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。
設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ（住戸の認定）>



※1 認定基準のうち、一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムの確認は以下の通り



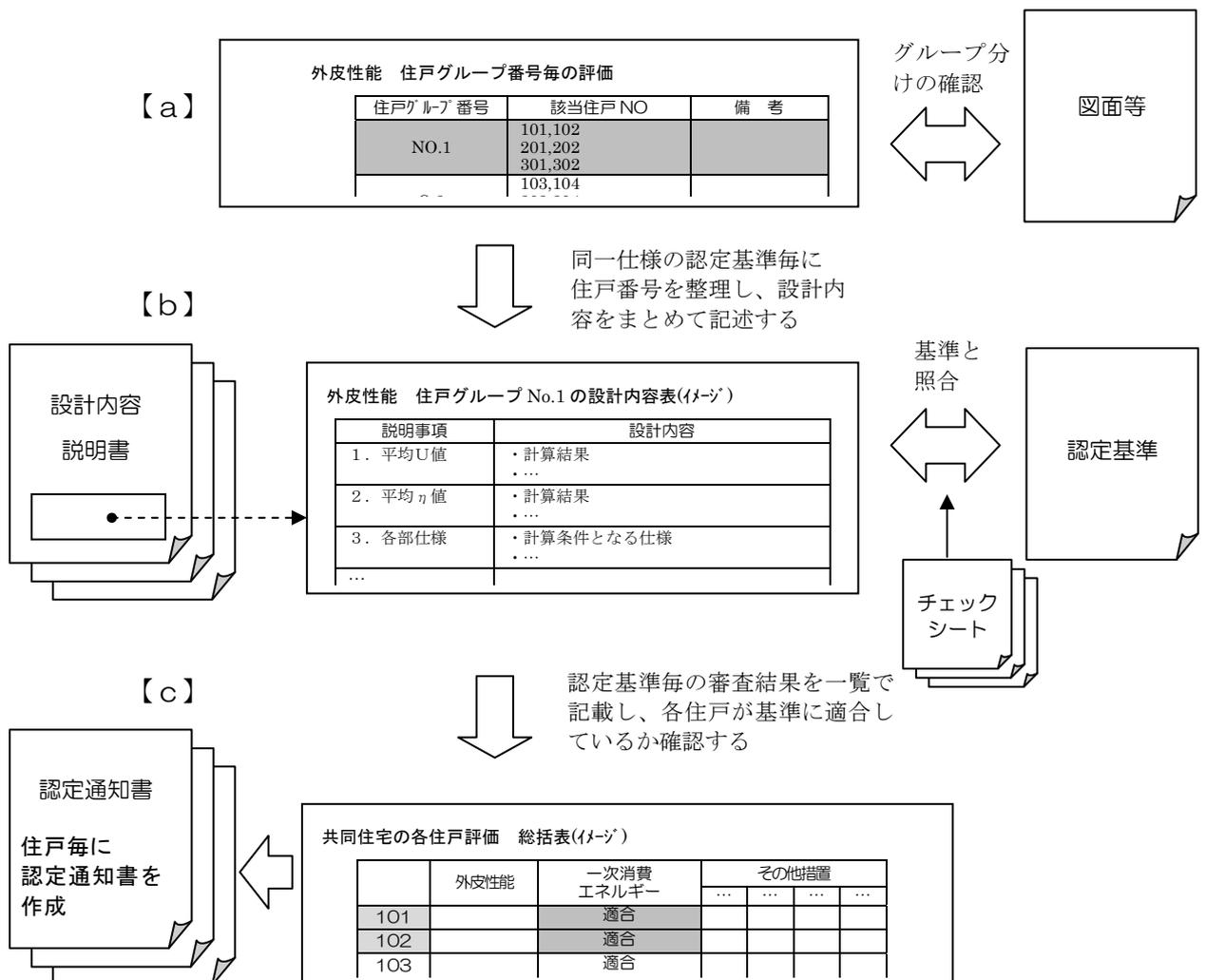
<共同住宅等の住戸の審査について>

共同住宅等における住戸ごとの認定については、同一仕様等の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。但し、同一仕様の住戸であっても、住戸位置（最上階か中間階かなどの上下位置及び妻側か中間かなどの平面位置）によって外皮性能や一次エネルギー消費量が変わりうることに注意が必要である。

- a. 認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- b. 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているかどうか確定する。
- c. bのグループ毎の審査結果をaで作成した一覧表に記載し、全ての基準に適合している住戸に対して認定通知書を作成する。

本マニュアルの4章において、共同住宅等の住戸の審査に関しては、上記の考え方に基づきチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の各住戸の審査イメージを次に示す。



《Ⅱ. 共同住宅における建築物全体の認定として申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準以外）との照合

《Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第1号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第1号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

各住戸、住戸共用部分の一次エネルギー消費量全体の合計が基準を満たしている必要がある。

a. 外皮性能の基準

住戸部分の外皮性能に関しては、《Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合》と同じ。共用部の基準適合は求めない。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。

〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムにより求められた計算結果（各住戸、住戸共用部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、算定用WEBプログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

〔手順2c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギーマネジメントに関する取組、再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅・建築物、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEEによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順 2c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と共同住宅の住棟全体としての基準との照合を行う。

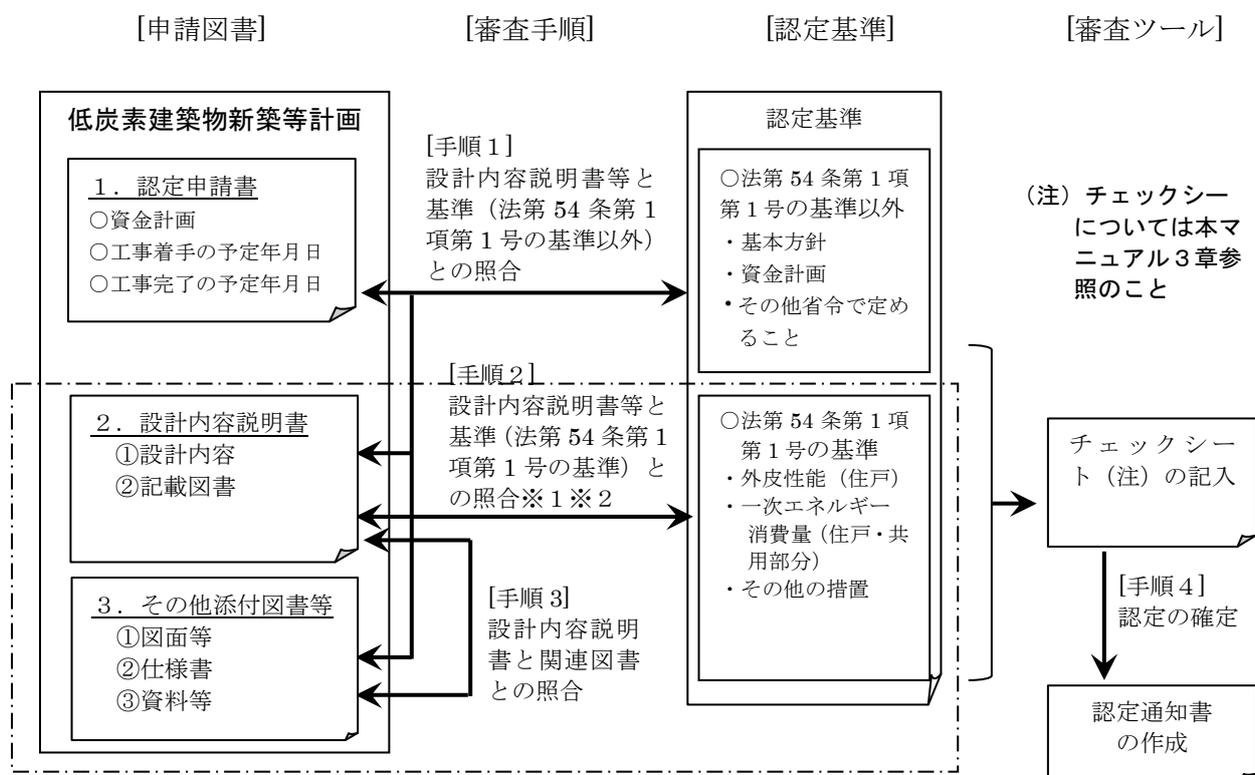
〔手順 3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

≪ I. 住戸のみの認定として申請があった場合 ≫ と同じ。

〔手順 4〕 認定の確定

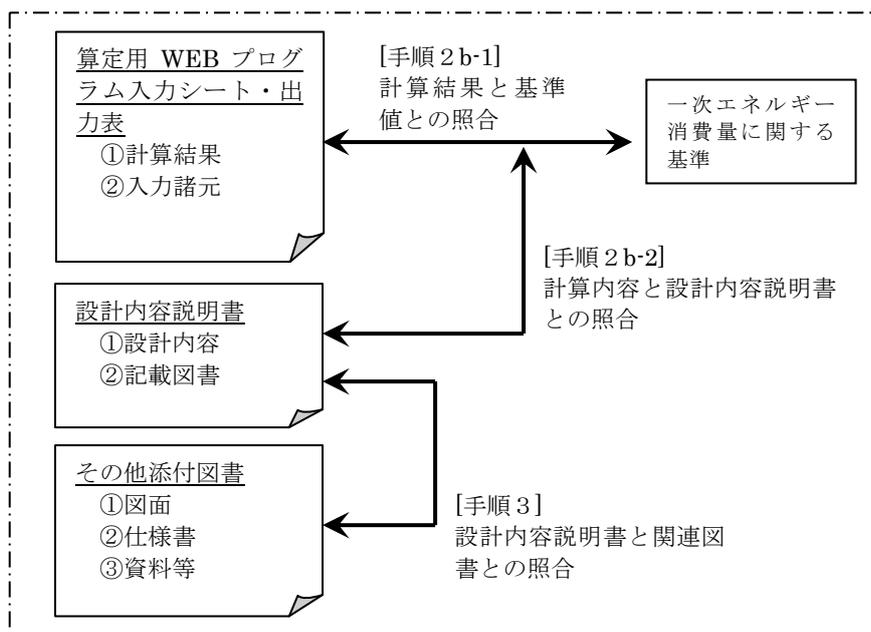
≪ I. 住戸のみの認定として申請があった場合 ≫ と同じ。

＜認定基準の適合判定の基本的な流れ（共同住宅の建築物認定）＞



※ 1 認定基準のうち、住戸部分の一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムによる確認の流れは ≪ I. 住戸のみの認定として申請があった場合 ≫ と同じ

※ 2 認定基準のうち、共用部分の一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムの確認は以下の通り



《Ⅲ. 複合建築物（住宅＋非住宅）における建築物全体の認定として申請があった場合》

〔手順 1〕申請書等と認定基準（法第 5 4 条第 1 項第 1 号の基準以外）との照合

《Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順 2〕設計内容説明書等と認定基準（法第 5 4 条第 1 項第 1 号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第 5 4 条第 1 項第 1 号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

各住戸、住戸共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量の合計が基準を満たしている必要がある。

a. 外皮性能の基準

①住宅部分の外皮性能に関しては、《Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合》と同じ。

②非住宅部分の外皮性能に関する確認は次の〔手順 2 a-1〕及び〔手順 2 a-2〕による。

〔手順 2 a-1〕計算結果と基準値との照合

PAL 計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順 2 a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順 2 b-1〕及び〔手順 2 b-2〕による。

〔手順 2 b-1〕 計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムにより求められた計算結果（各住戸、住戸共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順 2 b-2〕 計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 b-1〕において、算定用 WEB プログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順 2 c-1〕及び〔手順 2 c-2〕による。

〔手順 2 c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギーマネジメントに関する取組、再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造住宅・建築物、高炉セメント等の利用の 8 項目に関し、2 つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEE による評価で A ランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順 2 c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

その他措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と住宅部分（住宅専用の共用部分含む）・非住宅部分（住宅専用の共用部分以外の共用部分を含む）それぞれで基準との照合を行う。

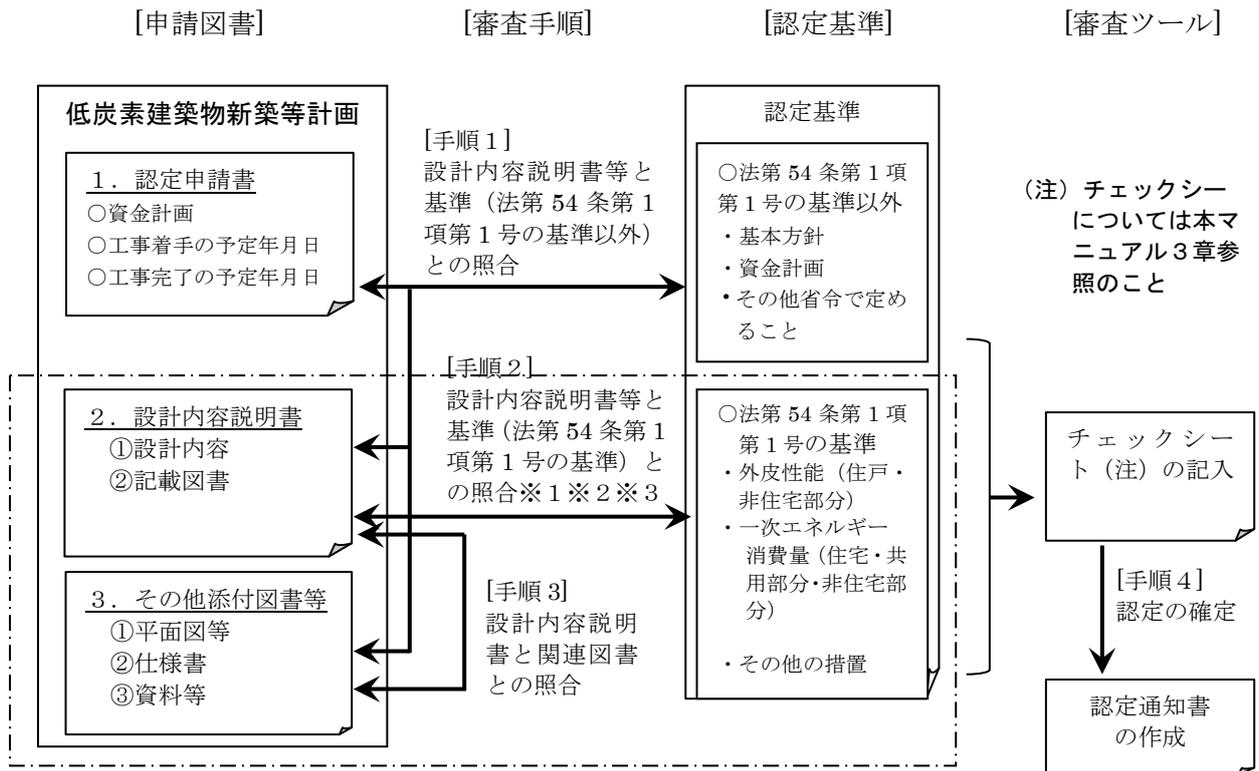
〔手順 3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

≪ I. 住戸のみの認定として申請があった場合と同じ。

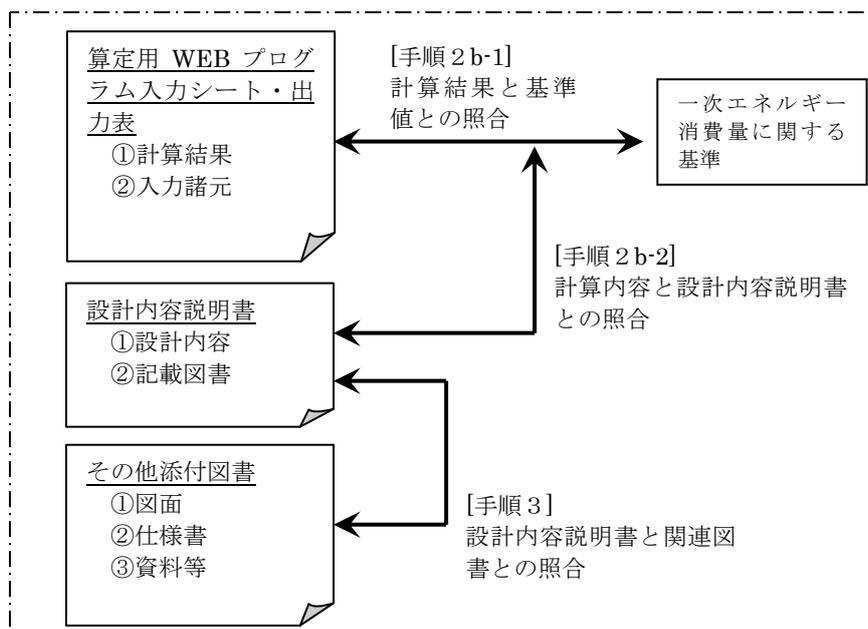
〔手順 4〕 認定の確定

≪ I. 住戸のみの認定として申請があった場合と同じ。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ（複合建築物の認定）>



- ※1 認定基準のうち、住宅部分の一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムによる確認の流れは「Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合」と同じ
- ※2 認定基準のうち、共用部分の一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムによる確認の流れは「Ⅱ. 共同住宅における建築物全体の認定として申請があった場合」と同じ
- ※3 認定基準のうち、非住宅部分の一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムによる確認の流れは以下の通り



《IV. 非住宅での申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準以外）との照合

《I. 住戸のみの認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が低炭素建築物新築等の基準の水準に達していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他措置基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2 a-1〕及び〔手順2 a-2〕による。

〔手順2 a-1〕計算結果と基準値との照合

PAL計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

〔手順2 b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムにより求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2 b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕において、算定用WEBプログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

〔手順2 c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、節水に関する取組、雨水等の利用のための設備の設置、エネルギーマネジメントに関する取組、再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置、ヒートアイランド対策、劣化対策、木造建築物、高炉セメント等の利用の8項目に関し、2つ以上適合していることを確認する。

または、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEEによる評価でAランクを取得したもの

など、所管行政庁が認めるもの)を確認する。

〔手順2c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、その他の措置の内容について、設計内容説明書に記載された事項と住戸に係る基準との照合を行う。

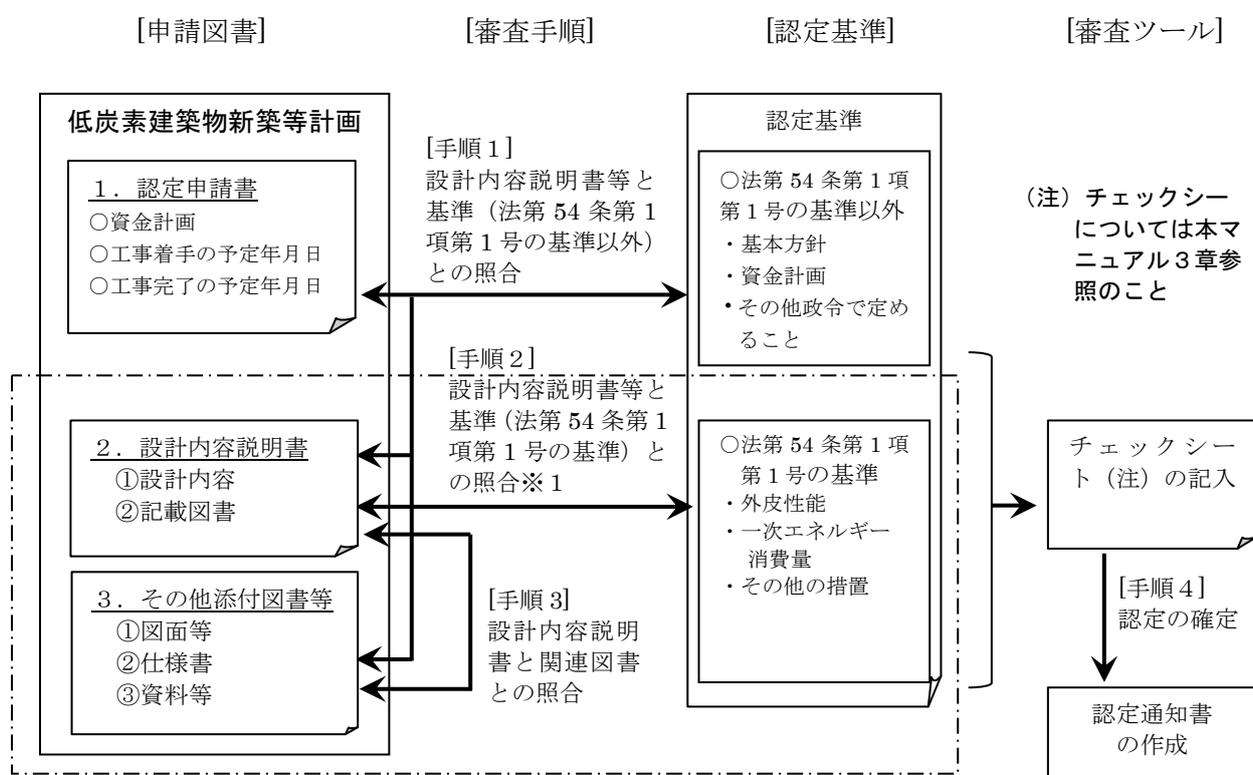
〔手順3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

≪Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合≫と同じ。

〔手順4〕 認定の確定

≪Ⅰ. 住戸のみの認定として申請があった場合≫と同じ。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ（非住宅の認定）>



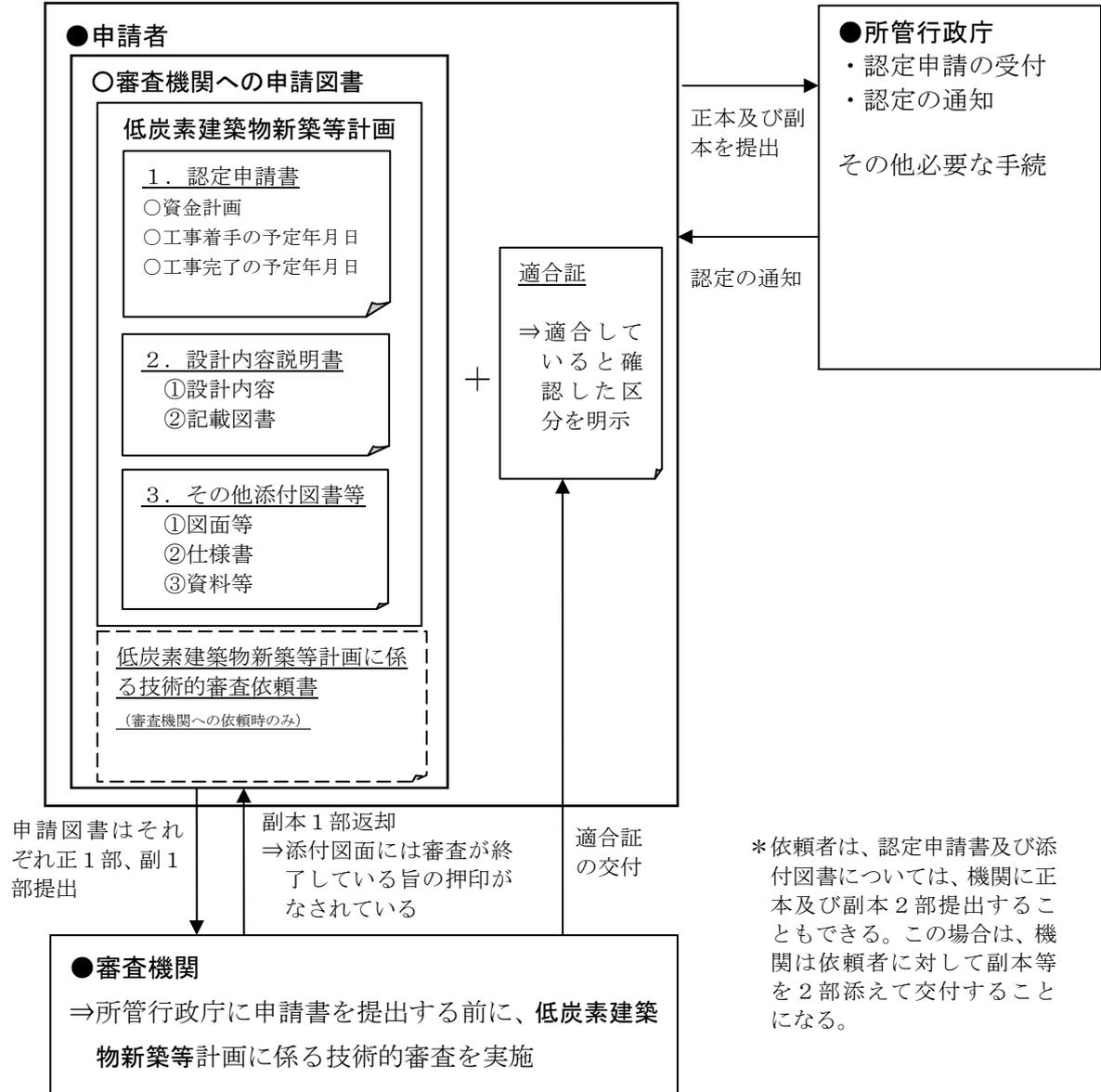
※1 認定基準のうち、非住宅部分の一次エネルギー消費量算定用 WEB プログラムによる確認の流れは≪Ⅲ. 複合建築物（住宅＋非住宅）の建築物認定の申請があった場合≫と同じ

(2) 審査機関による事前の技術的審査を受けた場合

所管行政庁に認定申請する前に、審査機関が行う技術的審査を活用する場合は、提出書類について以下の確認を行う。

- ① 添付図書に、審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印があること

〔審査機関による技術的審査がある場合の書類の流れ〕



(3) 認定審査基準のまとめ

	外皮性能の 基準	一次エネルギー消費量の基準			その他の措置 基準
		住戸部分 住宅用WEB算 定ソフト	住宅共用部 非住宅用WEB 算定ソフト	非住宅部分 非住宅用WEB 算定ソフト	
住戸のみの認定	○	○	×	×	○
共同住宅の認定	○ _{※1}	○	○	×	○
住宅・非住宅複合	○ _{※1、※2}	○	○	○	○
非住宅	○	×	×	○	○

※1 共同住宅の共用部分には外皮の基準は適用されない。

※2 非住宅部分が300㎡未満の場合には、外皮の基準として、非住宅の基準(PAL)ではなく、住宅の基準(外皮平均熱貫流率)を適用して計算することも可能(非住宅のみでは適用されない)。

4. 認定通知書の作成

審査の手続きを終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る建築物の位置（共同住宅等の場合は住戸番号を含む）、構造については申請書から転記する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合においては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

2章. 認定基準の概要

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

【解説】

平成 24 年度に予定されている省エネルギー基準の見直しに伴い、これまでの外皮性能を中心とした省エネルギー基準から国際的にも使われている一次エネルギー消費量を指標とした、建物全体の省エネ性能を評価する基準に見直されることとなった。これは、それまでの省エネルギー基準が、建物全体の省エネ性能を客観的に比較しにくいこと等からの全面的な見直しとなっている。

一方、これまでの省エネルギー基準で設けられていた建築物の外皮性能の基準に関しても、ヒートショックや結露防止、温熱環境の確保の観点から、平成 11 年基準レベルを踏襲し残されることとなり、本法においても同様の観点から、外皮性能に関して守るべき基準として、見直し後の省エネ基準と同一の内容が位置付けられる予定である。

ただし、外皮性能に関して非住宅は従前から用いられている PAL の指標がそのまま用いられているが、住宅については規模や形状の影響を大きく受ける従前の熱損失係数（Q 値）の基準が改正され、外皮平均熱貫流率（平均 U 値）という新しい指標が定められることとなった。

外皮平均熱貫流率（平均 U 値）の基準は、熱損失係数（Q 値）を求める過程で得られる住宅の総熱損失量から換気による熱損失量を除いたものを床面積ではなく外皮表面積で除した値となっている。

なお、従前用いられていた夏期日射侵入率（ μ 値）についても、上記と同様の観点に基づき冷房期の平均日射熱取得率（平均 η 値）という指標に改まっている。

上記外皮性能に関する計算方法は省エネ基準と同一となっているので、詳細は省エネ基準に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

一次エネルギー消費量に関する基準

【解説】

平成 24 年度に予定されている省エネルギー基準の見直しにより、建物全体の省エネ性能を評価する一次エネルギー消費量を指標とした基準が設けられることとなった。省エネルギー基準における当該指標の性能水準は、平成 11 年基準に基づく外皮性能に標準的な設備機器を設置したレベルに設定されている。これは、現在の建築物における外皮性能等の達成レベルを勘案し、達成すべき最低限のレベルとして定められた基準値となっているが、本法においてはより高い性能を求められることとなる。

具体的には、省エネルギー基準で定めている一次エネルギー消費量と比べ▲10%とすることを基本としているが、最終的な基準一次エネルギー消費量の値に 0.9 を乗ずるのではなく、建築設備に係る基準一次エネルギー消費量にのみ 0.9 を乗ずることに注意する必要がある。具体的には、省エネ基準で対象とする設備のうち、住宅では「家電等エネルギー消費量」については、非住宅では「事務機器等エネルギー消費量」については、0.9 を乗ずることを要しないこととなる。

なお、一次エネルギー消費量の計算方法は、外皮性能に係る基準と同じく省エネルギー基準と同一になっているため、詳細は省エネ基準に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

第1又は第2のいずれかに該当すること。

ただし、認定対象複合建築物が複合建築物全体の場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分の両方について、それぞれ第1又は第2のいずれかに該当することとする。

第1 1から8までに掲げる項目のうち、二項目以上について適合すること。

1 節水に関する取組について、以下のいずれかに該当すること。

(1) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用していること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① JIS A 5207 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水I形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が6.5リットル以下でかつJIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 で規定する「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつJIS A 5207 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。

住戸の認定の場合は住戸内に設置する便器の半数以上、共同住宅の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(2) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用していること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① 以下に掲げる水栓のうち、財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。

節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓（サーモスタット式）、湯水混合水栓（シングルレバー式）、時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓（自己発電機構付、AC100V タイプ）、手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。

イ) 節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧0.1MPaにおいて、ハンドル120°開時、20～70%以下で、且つ、ハンドル全開時は70%以上であるもの。又は、JIS B 2061 に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するも

の。

ロ) 流量制限部品（定流量弁、圧力調整弁等）を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧 0.1～0.7MPa において、適正吐水流量が 8 L/分以下であるもの。

ハ) 節水の図れる吐水形態（泡沫、シャワー等）を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧 0.1～0.7MPa において、ハンドル全開時、20%以上の削減効果があること。

ニ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるサーモスタット湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。

ホ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。

ヘ) 設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。

$$\left| \frac{\text{設定時間} - \text{実時間}}{\text{設定時間}} \right| \leq 0.05$$

ト) 設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止水水栓であって、JIS B 2061 に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。

チ) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。

リ) 手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で 2 秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧 0.1～0.7MPa において、吐水量が 5L/分以下であるもの。

ヌ) シャワーヘッド又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

住戸の認定の場合は住戸内の台所、浴室、洗面室に設置する水栓の半数以上、共同住宅の住棟及び建築物（非住宅）の認定の場合は、設置する水栓総数（住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数（台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(3) 定置型の食器洗浄機を設置していること。ただし、共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

【解説】

一戸建ての住宅及び共同住宅等における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗機であり、竣工後に設置する置き型のもは対象外とする。

共同住宅の住棟及び住戸を含む建築物の認定の場合は、総住戸数の半数以上で上記の食器用洗浄機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

2 雨水、井水又は雑排水の利用のための設備を設置していること。

【解説】

雨水及び雑排水においては、容量が80リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第2条3号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

3 エネルギーマネジメントに関する取組について、イ又はロに該当すること。

イ 住宅のエネルギー消費量に関する情報について、住宅所有者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、表示が可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設定していること。

ただし、共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当すること。

① 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が30分以内であること。

② 住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができること。

③ HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。

・表示する電力使用量の所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上

ECHONET Liteによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

ロ 建築物のエネルギー消費量に関する情報について、空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、表示が可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を設置していること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当すること。

① 建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS機器に

より電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内であること。

- ② 電力使用量等の計測データを表示することができること。
- ③ 計測データについて、13か月以上の保存及び閲覧ができること。
- ④ 電気空調の on/off 並びに設定変更、及び照明の調光並びに on/off 等の制御を行う機能を有すること。

4 災害時における防災機能としても活用し得る太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置していること。ただし、共同住宅における住棟、及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置していること。

【解説】

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれと連携した定置型の蓄電池を設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギーマネジメントにおいて自律的運用が可能な蓄電池を評価する。太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）であること。「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

発電場所及び蓄電池設置場所及び配線経路等を図面に明示することが必要である。住戸の認定の場合は各住戸又は共用部（共同住宅の場合）に、共同住宅の住棟の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連携した定置型の蓄電池が設置されていることが必要となる。住戸を含む建築物の認定の場合は総住戸の半数以上又は共用部に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連携した定置型の蓄電池が設置されている場合は住宅部分において一項目適合となる。

5 ヒートアイランド対策として、以下のいずれかの措置を講じていること。
(1) 敷地面積に対する緑地・水面等の面積割合を10%以上確保すること。

【解説】

(1) 次式で算出される緑化等面積率が10%以上であること。

緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{緑化等面積率} = \text{緑化面積} / \text{敷地面積} \times 100$$

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示すものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限る、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

【緑化施設】

- ・ 樹木
- ・ 地被植物

- ・花壇、その他これに類するもの
- ・プランタ、コンテナ等
- ・棚もの
- ・水流、池、その他これらに類するもの
- ・園路、土留その他の施設

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

< 樹木の水平投影面積（樹冠面積） >

次に示す①~③の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

① 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

② 樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

※この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

③ 一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができる。

$$\text{満たすべき植栽密度} : A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

A : 当該部分の水平投影面積 (m²)

T₁ : 高さ 4m 以上の樹木の本数

T₂ : 高さ 2.5m 以上 4m 未満の樹木の本数

T₃ : 高さ 1m 以上 2.5m 未満の樹木の本数

T₄ : 高さ 1m 未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする。

< 地被植物の水平投影面積 >

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

< 花壇、その他これに類するものの水平投影面積 >

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

< プランタ・コンテナ等の水平投影面積 >

プランタやコンテナ等の容量が概ね 100 リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法②に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

< 棚ものの水平投影面積 >

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

< 水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積 >

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

< 園路、土留その他の施設 >

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の4分の1を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹 木：地上部の一部が木質化している植物。

地被植物：シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花 壇：草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

棚 も の：フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

水流、池：樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

園路、土留、その他の施設：

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

植栽基盤：樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壌等を入れたものは、安定的に設置するもの（容量が概ね100リットル以上）を対象とする。

樹 冠：樹木の上部についている枝と葉の集まり。

樹冠投影面積：樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

地 上：地面と一体となっている人工地盤を含む。

(2) 敷地面積に対する日射反射率の高い舗装材により被覆した面積割合を10%以上確保すること。

【解説】

(2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。

$$\text{日射反射面積率} = \text{高反射性（低日射吸収率）舗装面積} / \text{敷地面積} \times 100$$

高反射性（低日射吸収率）舗装面積とは、高反射性（低日射吸収率）舗装材により舗装され

た地表面面積とする。高反射性（低日射吸収率）舗装材は、JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み替える。）に基づく日射反射率が明度に関わらず 50%以上であることに適合すること。

（3）屋根面に対する緑化等の対策を行った面積割合を 20%以上確保すること。

【解説】

(3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が 20%以上であること。

【1】戸建住宅及び共同住宅の住棟の認定の場合

$$\text{屋根緑化等面積率} = \text{屋根緑化面積} / \text{屋根面積} \times 100$$

【2】建築物の認定の場合

$$\text{屋根緑化等面積率} = \text{屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計} / \text{屋根面積} \times 100$$

【3】複合建築物の認定の場合

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出

屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、建築物の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

①JIS K 5675 に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆された屋根材。該当する製品としては、例えば社団法人日本塗料工業会規格（JPMS27対候性屋根用塗料）に適合した製品等があげられる。

②JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。）に基づく近赤外域（780nm～2500nm）における日射反射率が 50%以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格（KRK S-001 高反射率防水シート）に適合した製品等があげられる。

（4）外壁面積に対する緑化対策を行った面積割合を 10%以上確保すること。

【解説】

緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{壁面緑化面積率} = \text{壁面緑化の採用面積の合計} / \text{外壁面積} \times 100$$

①垂直壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）に 1.0（m）を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をし

た場合に重なる部分については重複できないものとする。

②傾斜壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）」に1.0（m）を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用する。

なお、緑化に使用する植物として1年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

（5）（1）の敷地面積に対する緑地・水面等の面積割合、（2）の敷地面積に対する日射反射率の高い舗装材により被覆した面積割合、（3）の屋根面に対する緑化等の対策を行った面積割合の2分の1、及び（4）の外壁面積に対する緑化対策を行った面積割合の合計が10%以上となること。

【解説】

（5）（1）で規定する緑化等面積率、（2）で規定する日射反射面積率、（3）で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び（4）で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。

緑化等面積率 + 日射反射面積率

+ 屋根緑化等面積率 × 1 / 2 + 壁面緑化面積率 ≥ 10%

6 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準（平成12年建設省告示第1652号）における、劣化対策等級3に該当する措置を講じていること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

- ① 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する劣化対策等級3に適合すること。
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法第87号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

7 木造住宅若しくは木造建築物であること。

【解説】

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造であること。

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

【解説】

次のいずれかのセメントを構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。

- ① JIS R 5211:2009 に規定する高炉セメント。
- ② JIS R 5213:2009 に規定するフライアッシュセメント。
- ③ 高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあつては JIS R 5211:2009、フライアッシュにあつては JIS R 5213:2009 に規定する以上のものに限る。

第2 建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する所管行政庁が認めるもの。

【解説】

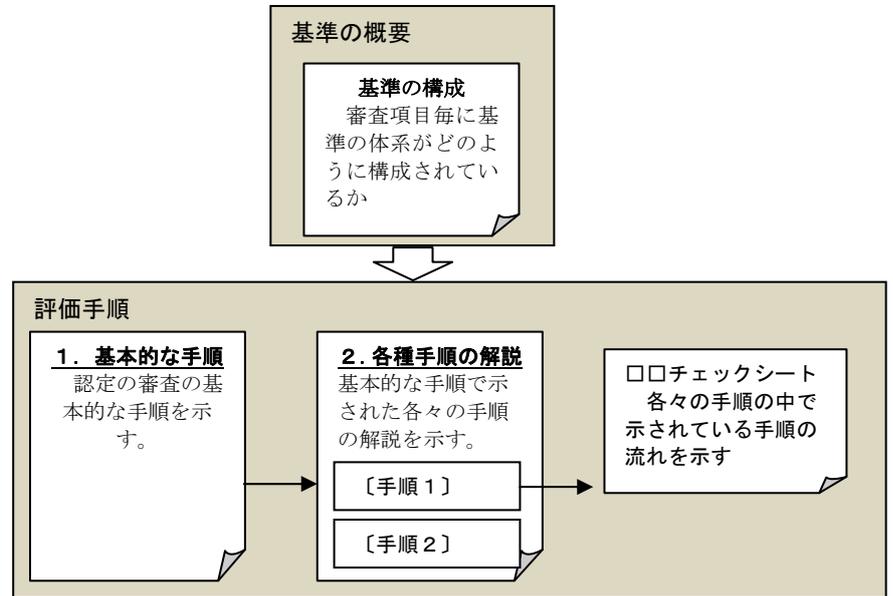
標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率 BEE のランクが A 以上、又はライフサイクル CO₂（温暖化影響チャート）のランクが☆☆☆以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

3章. 認定事項毎の審査手順

2章. 認定事項毎の審査手順

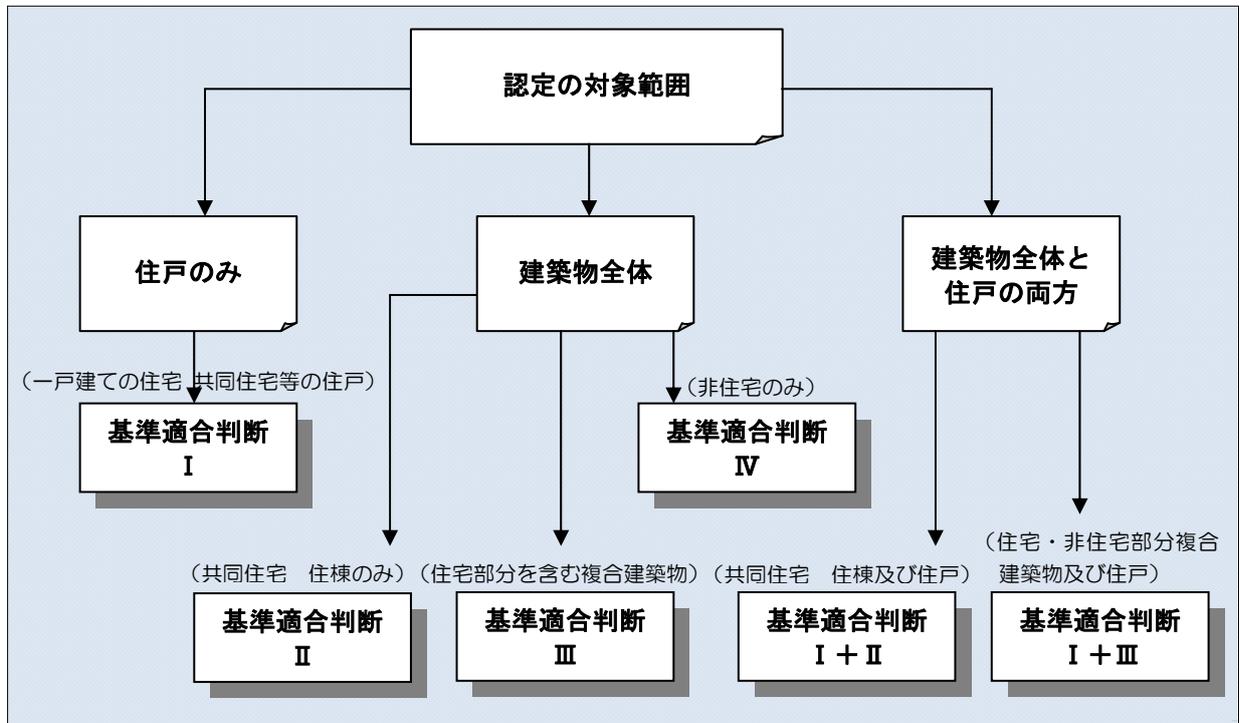
【本章の見方】

本章は、認定対象となる建築物の用途及び範囲に応じた審査基準毎に審査の手順を示すものである。構成としては、大きく「基準の概要」と「審査手順」とに分けられる。



低炭素建築物の認定基準は、認定対象建築物の用途及び認定の範囲に応じ、以下のように整理される。次頁以降、審査基準ごとに審査の手順を解説する。

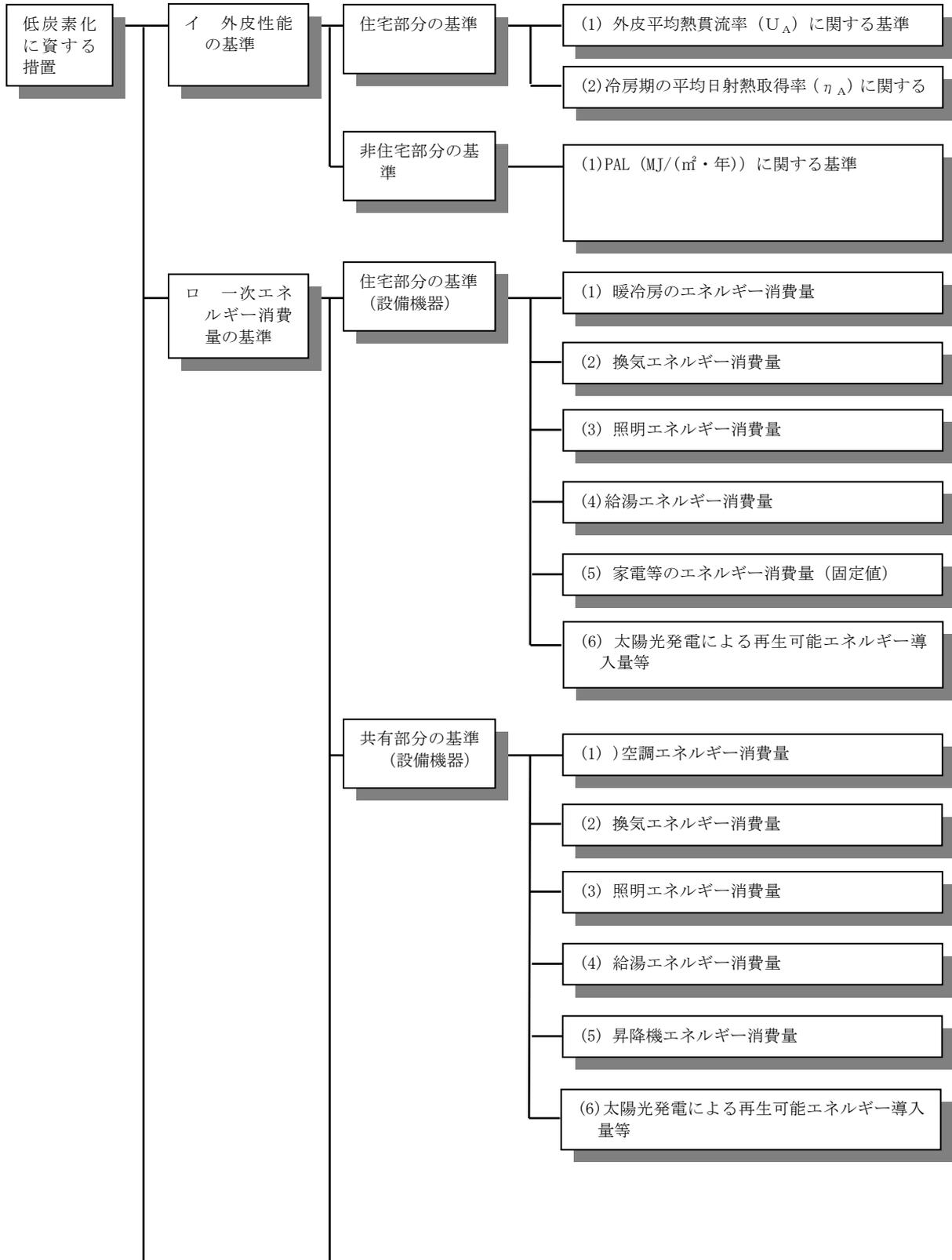
◆申請の別に応じた基準適用フロー

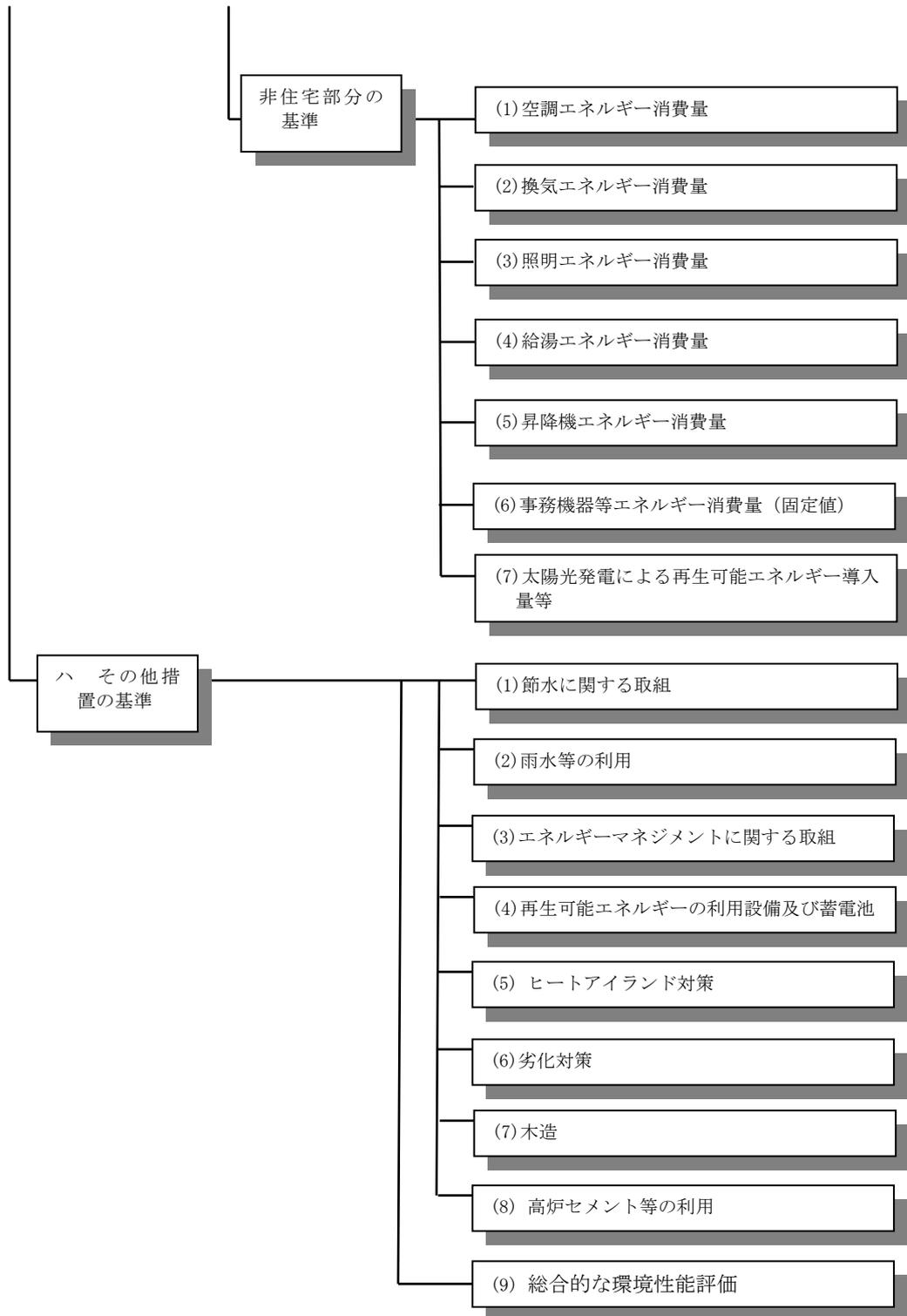


※一戸建ての住宅は、下記フロー上の「I」の適合判断を行うことにより、建築物全体での基準も満たしていることとなる。

1. 基準の概要

《基準の構成》



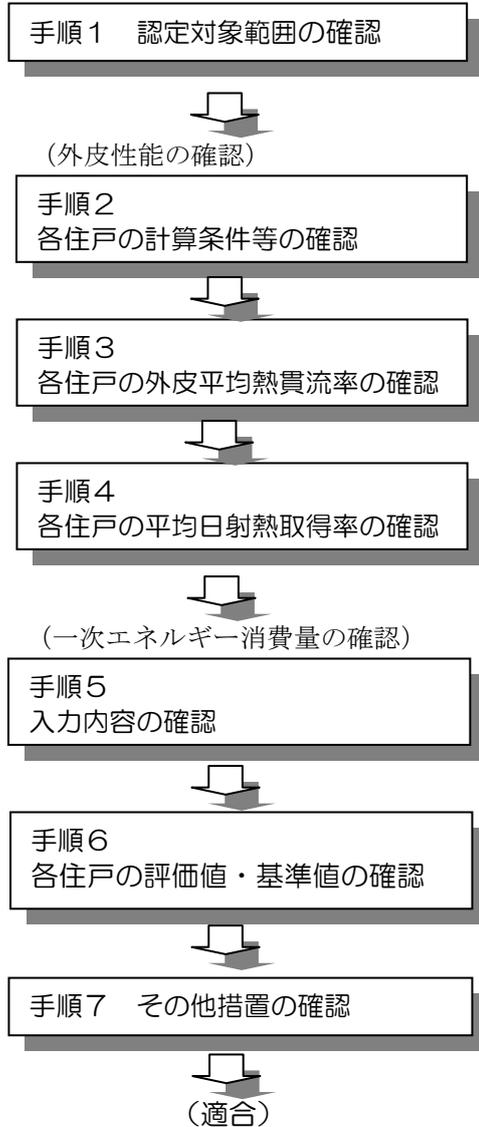


基準適合判断 I

2-1. 低炭素建築物（住戸のみ）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順

チェックシートのリスト



手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確 認	共通条件
手順3 平均熱貫流率の 確認	住戸 I
手順4 平均日射熱取得 率の確認	住戸 I
手順5 入力内容の確認	住戸 I
手順6 各住戸評価値・基 準値の確認	住戸 I
手順7 その他の措置の 確認	その他 I その他 II その他 III

2. 各手順の解説

〔手順1〕：認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が住宅部分のみであることを確認する。

住戸のみの認定の申請である場合は手順2へ。

住戸のみではなく建築物全体の認定の場合

共同住宅（住宅に供する用途のみ）は基準適合判断IIへ。

複合建築物（住宅及び非住宅の用途の複合）は基準適合判断IIIへ。

非住宅（住宅に供する用途が無い）は基準適合判断IVへ。

チェックシート 共通条件
チェックシート 総括表

—外皮性能の確認—

〔手順2〕：計算条件等の確認

当該住戸の外皮性能の確認の為の地域区分（一次エネルギー算定の為の地域区分と同じ。）、市街化区域等内であるか等を確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確認する。以下手順において同じ。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：平均熱貫流率の確認

① 計算結果の確認

チェックシート 住戸 I

- イ 当該住戸の平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。
- ロ 使用する平均熱貫流率の基準値 U を確認する。
- ハ 当該住戸の平均熱貫流率 U_A が該当する基準値 U_A を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 住戸 I

イ 各部位の U_A 値計算の確認

- ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・断熱構造とすべき熱的境界の熱貫流率 U_A 値の計算が正しいかを確認する。

ロ 各部位の面積の確認

- ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ・断熱構造とすべき熱的境界の面積の計算が正しいかを確認する。

ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

- イ及びロの計算数値を使用し、平均熱貫流率を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、8地域において基準値は設けられていない。

〔手順4〕：平均日射熱取得率の確認

① 計算結果の確認

チェックシート 住戸 I

- イ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A の計算結果を確認する。
- ロ 適用される平均日射熱取得率の基準値 η_A を確認する。
ただし、暖房期に関して、基準値は設けられていないので、冷房期について求める。以下ハについて同じ。
- ハ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A が該当する平均日射熱取得率の基準値 η_A を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 住戸 I

- イ 各部位の η_A 値計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の平均日射熱取得率 η_A 値の計算が正しいかを確認する。
- ロ 各部位の面積の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
 - イ及びロの計算数値を使用し、平均日射熱取得率を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1地域から4地域において基準値は設けられていない。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5〕：入力内容の確認

当該住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸 I

〔手順6〕：各住戸の基準値・設計値の確認

算定用 WEB プログラムの出力結果により、当該住戸のエネルギー消費量が各住戸の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 住戸 I

—その他の措置の確認—

〔手順7〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①から⑧の中でいずれか2つに適合するか若しくは、⑨総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他 I

チェックシート その他 II

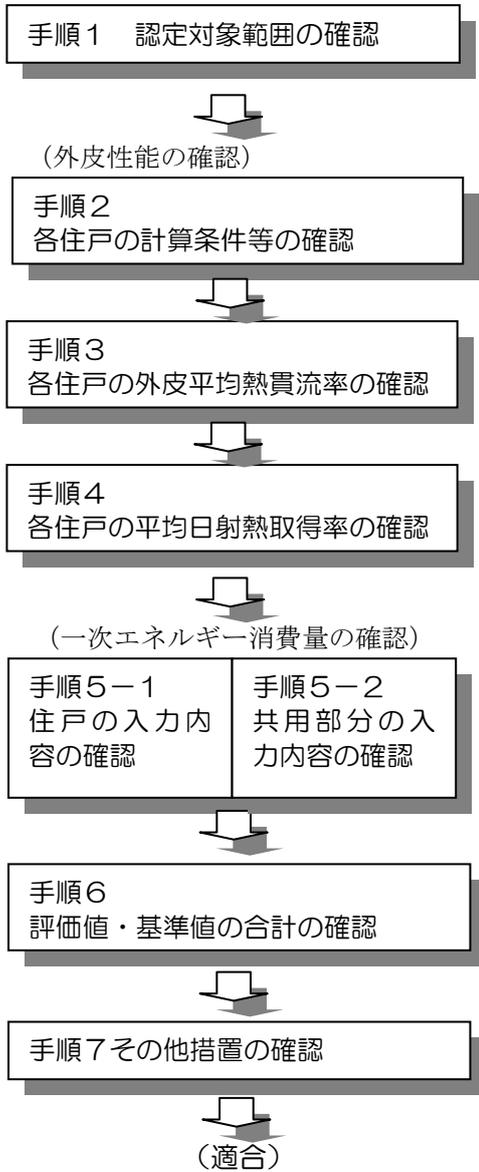
チェックシート その他 III

- ① 節水に資する機器を設置
 - イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 食器用洗浄機の設置
- ② 雨水、井水又は雑排水利用
 - イ 雨水利用

- ロ 井水利用
- ハ 雑排水利用
- ③ HEMS
- ④ 再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置
- ⑤ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑥ 長寿命化
 - イ 劣化対策 等級3
- ⑦ 低炭素化に資する材料の利用
 - イ 木造住宅若しくは木造建築物
- ⑧ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
- ⑨ 総合的な環境性能評価
 - イ CASBE E等の所管行政庁が認めたもの

2-2. 低炭素建築物（建築物全体—共同住宅）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確 認	共通条件
手順3 平均熱貫流率の 確認	住戸Ⅱ
手順4 平均日射熱取得 率の確認	住戸Ⅱ
手順5-1 住戸の入力内容 の確認	住戸Ⅱ
手順5-2 共用部分の入力 内容の確認	共用部
手順6 評価値・基準値の 合計の確認	住戸Ⅱ 共用部
手順7 その他の措置の 確認	その他Ⅳ その他Ⅴ その他Ⅵ

2. 各手順の解説

〔手順1〕：認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が建築物全体（共同住宅）であるかを確認する。
 住戸のみの認定の場合は基準適合判断Ⅰへ。
 住戸のみではなく建築物全体の認定の場合
 共同住宅（住宅に供する用途のみ）の住戸部は手順2へ。
 共用部は、手順5-2へ。
 複合建築物（住宅及び非住宅の用途の複合）は基準適合判断Ⅲへ。

チェックシート 共通条件
 チェックシート 総括

非住宅（住宅に供する用途が無い）は基準適合判断Ⅳへ。

－外皮性能の確認－

〔手順2〕：計算条件等の確認

当該住戸の地域区分、市街化区域等内であるか等を確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：平均熱貫流率の確認

① 計算結果の確認

チェックシート 住戸Ⅱ

- イ 当該住戸の平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。
- ロ 使用する平均熱貫流率の基準値 U を確認する。
- ハ 当該住戸の平均熱貫流率 U_A が該当する基準値 U_A を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

- イ 各部位の U_A 値計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき熱的境界の熱貫流率 U_A 値の計算が正しいかを確認する。
- ロ 各部位の面積の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき熱的境界の面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
 - イ及びロの計算数値を使用し、平均熱貫流率を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、8地域において基準値は設けられていない。

〔手順4〕：平均日射熱取得率の確認

① 計算結果の確認

チェックシート 住戸Ⅱ

- イ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A の計算結果を確認する。
- ロ 適用される平均日射熱取得率の基準値 η_A を確認する。
ただし、暖房期に関して、基準値は設けられていないので、冷房期について求める。以下ハについて同じ。
- ハ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A が該当する平均日射熱取得率の基準値 η_A を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

- イ 各部位の η_A 値計算の確認

- ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の平均日射熱取得率 η_A 値の計算が正しいかを確認する。
- ロ 各部位の面積の確認
- ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
- イ及びロの計算数値を使用し、平均日射熱取得率を正しく計算により求めているかを確認する。
- ニ 図面等と計算内容との整合の確認
- 計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ※ただし、1地域から4地域において基準値は設けられていない。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認

当該住戸で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

〔手順5-2〕：共用部分の入力内容の確認

共用で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の算定用 WEB プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

〔手順6〕：基準値・設計値の合計の確認

計算結果の確認

- イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した WEB プログラムの出力表の基準値を合計する。
- ロ 各住戸及び共用部分を別々に算出した WEB プログラムの出力表の設計値を合計する。
- ハ 建築物全体のエネルギー消費量の設計値が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

チェックシート 共用部

—その他の措置の確認—

〔手順7〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、建築物（共同住宅）全体に関して、①から⑧の中でいずれか2つに適合するか若しくは、⑨総合的な環境性能に関し

チェックシート その他Ⅳ

チェックシート その他Ⅴ

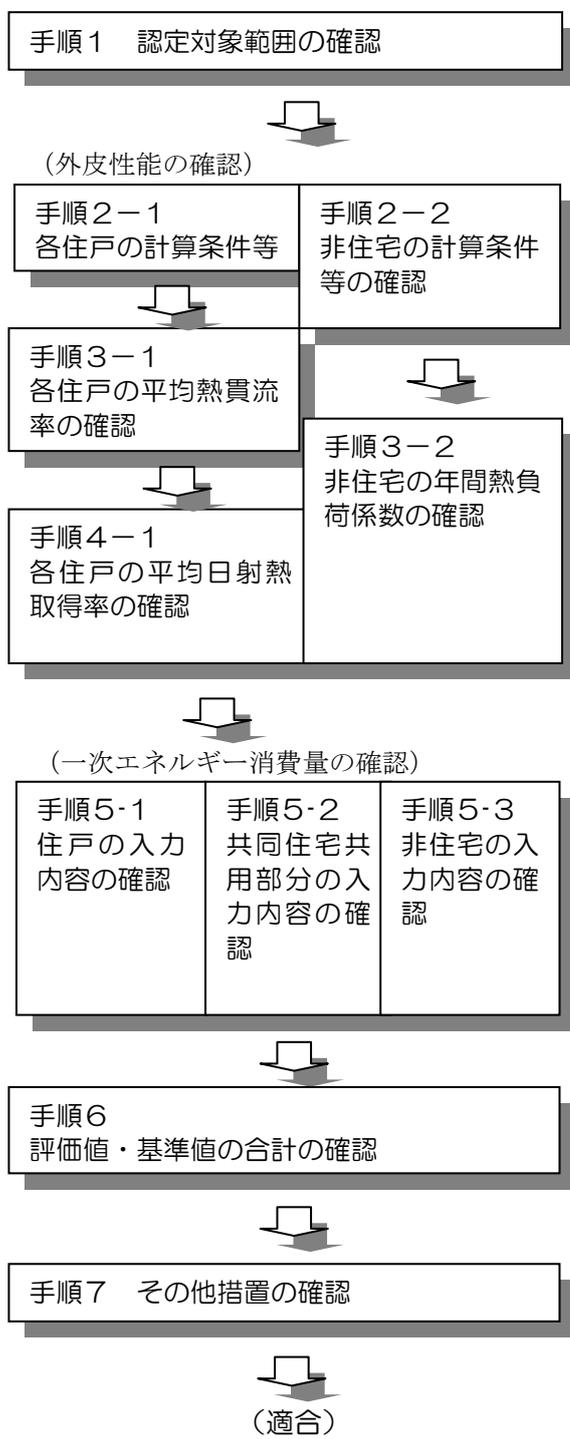
チェックシート その他Ⅵ

て、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

- ① 節水に資する機器を設置
 - イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 食器用洗浄機の設置
- ② 雨水、井水又は雑排水利用
 - イ 雨水利用
 - ロ 井水利用
 - ハ 雑排水利用
- ③ HEMS
- ④ 再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置
- ⑤ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑥ 長寿命化
 - イ 劣化対策 等級3
- ⑦ 低炭素化に資する材料の利用
 - イ 木造住宅若しくは木造建築物
- ⑧ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
- ⑨ 総合的な環境性能評価
 - イ CASBE E等の所管行政庁が認めたもの

2-3. 低炭素建築物（建築物全体—住宅・非住宅複合）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2-1 各住戸の計算条 件等の確認	共通
手順2-2 非住宅の計算条 件等の確認	共通
手順3-1 平均熱貫流率の 確認	住戸Ⅱ
手順3-2 年間熱負荷係 数の確認	非住宅
手順4-1 平均日射熱取得 率の確認	住戸Ⅱ
手順5-1 住戸の入力内容 の確認	住戸Ⅱ
手順5-2 共用部分の入力 内容の確認	共用部
手順5-3 非住宅の入力内 容の確認	非住宅
手順6 評価値・基準値の 合計の確認	住戸Ⅱ 共用部 非住宅
手順7 その他の措置の 確認	その他Ⅳ その他Ⅴ その他Ⅵ その他Ⅶ その他Ⅷ その他Ⅷ その他Ⅷ

2. 各手順の解説

〔手順1〕：認定対象範囲の確認	
<p>認定の対象となる範囲が建築物全体（住宅・非住宅複合）であるかを確認する。非住宅用途が複数に亘る場合は、用途ごとに手順2-2、手順3-2を検討する（基準値が異なる為）。</p> <p>住戸のみの認定の場合は基準適合判断Ⅰへ。</p> <p>住戸のみではなく建築物の認定の場合</p> <p>共同住宅（住宅に供する用途のみ）は基準適合判断Ⅱへ。</p> <p>複合建築物（住宅及び非住宅の用途の複合）で住宅部に関して手順2-1へ。共用部は、5-2へ。非住宅部に関して手順5-3へ。</p> <p>非住宅（住宅に供する用途が無い）は基準適合判断Ⅳへ。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p> <p>チェックシート 総括</p>
－外皮性能の確認－	
〔手順2-1〕：各住戸の計算条件等の確認	
<p>当該住戸の地域区分、方位、市街化区域等内であるか等を確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確認する。</p>	<p>チェックシート 共通条件</p>
〔手順3-1〕：各住戸の平均熱貫流率の確認	
<p>① 計算結果の確認</p> <p>イ 当該住戸の平均熱貫流率U_Aの計算結果を確認する。</p> <p>ロ 使用する平均熱貫流率の基準値Uを確認する。</p> <p>ハ 当該住戸の平均熱貫流率U_Aが該当する基準値Uを下回っているか確認する。</p>	<p>チェックシート 住戸Ⅱ</p>
<p>② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。</p> <p>イ 各部位のU_A値計算の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・断熱構造とすべき熱的境界の熱貫流率U_A値の計算が正しいかを確認する。 <p>ロ 各部位の面積の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・断熱構造とすべき熱的境界の面積の計算が正しいかを確認する。 <p>ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認</p> <p>イ及びロの計算数値を使用し、平均熱貫流率を正しく計算により求めているかを確認する。</p>	<p>チェックシート 住戸Ⅱ</p>

※ただし、8地域において基準値は設けられていない。

〔手順4-1〕：各住戸の平均日射熱取得率の確認

- ① 計算結果の確認
- イ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A の計算結果を確認する。
 - ロ 適用される平均日射熱取得率の基準値 η_A を確認する。
ただし、暖房期に関して、基準値は設けられていないので、冷房期について求める。以下ハについて同じ。
 - ハ 当該住戸の平均日射熱取得率 η_A が該当する平均日射熱取得率の基準値 η を下回っているか確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の η_A 値計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の平均日射熱取得率 η_A 値の計算が正しいかを確認する。
 - ロ 各部位の面積の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・断熱構造とすべき各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
 - ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
 - イ及びロの計算数値を使用し、平均日射熱取得率を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

※ただし、1地域から4地域において基準値は設けられていない。

〔手順2-2〕：非住宅の計算条件等の確認

PALにおける非住宅の外皮性能確認用の地域区分(PAL計算の為の地域区分以下同じ)、用途等を確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3-2〕：非住宅の年間熱負荷係数の確認

- ①計算結果の確認
- イ ペリメータの床面積 A_p の計算結果を確認する。
 - ロ ペリメータの年間熱負荷 Q の計算結果を確認する。
 - ハ ロの年間熱負荷 Q をイの床面積 A_p で除した数値が、PALの(判断基準) × (規模補正係数) を下回っているか確認する。
- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 非住宅

- イ ペリメータの床面積 A_p の計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ロ ペリメータの年間熱負荷 Q の計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・熱貫流率や日射侵入率等の計算が正しいかを確認し、それらの計算値を使用し、期間暖房負荷 Q_H や期間冷房負荷 Q_C を正しく計算により求めているかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
 - イ及びロの計算数値を使用し、PALを正しく計算により求めているかを確認する。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順5-1〕：住戸の入力内容の確認

当該住戸で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

〔手順5-2〕：共同住宅共用部分の入力内容の確認

共用で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

〔手順5-3〕：非住宅の入力内容の確認

当該非住宅で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の算定用WEBプログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 非住宅

〔手順6〕：基準値・設計値の合計の確認

① 計算結果の確認

- イ 住戸・共用部分・非住宅、別々に算出した、基準値を合計する。
- ロ 建築物全体のエネルギー消費量が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

チェックシート 住戸Ⅱ

チェックシート 共用部

チェックシート 非住宅

〔手順7〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、住宅、非住宅部分のそれぞれに関して、①から⑧の中でいずれか2つに適合するか若しくは、⑨総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他Ⅳ

チェックシート その他Ⅴ

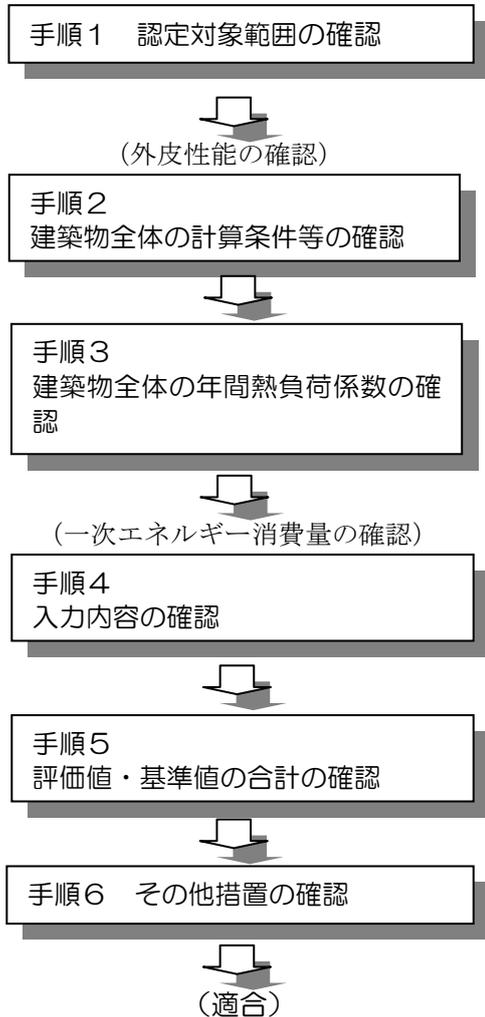
チェックシート その他Ⅵ

ただし、⑤～⑧については、住棟単位で基準に適合している場合は住宅、非住宅それぞれ1項目ずつ適合しているものとする。	チェックシート	その他Ⅶ
① 節水に資する機器を設置	チェックシート	その他Ⅷ
イ 節水トイレの設置	チェックシート	その他Ⅸ
ロ 節水水洗の設置		
ハ 食器用洗浄機の設置		
② 雨水、井水又は雑排水利用		
イ 雨水利用		
ロ 井水利用		
ハ 雑排水利用		
③ HEMS及びBEMS		
イ HEMS		
ロ BEMS		
④ 再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置		
⑤ ヒートアイランド		
イ 敷地緑化等		
ロ 敷地の高反射性舗装		
ハ 屋上緑化等		
ニ 壁面緑化		
ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置		
⑥ 長寿命化		
イ 劣化対策 等級3		
⑦ 低炭素化に資する材料の利用		
イ 木造住宅若しくは木造建築物		
⑧ 高炉セメント等		
イ 高炉セメント		
ロ フライアッシュセメント		
⑨ 総合的な環境性能評価		
イ CASBEE等の所管行政庁が認めたもの		

基準適合判断Ⅳ

2-4. 低炭素建築物（建築物全体—非住宅のみ）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートのリスト

手 順	チェックシート
手順1 判断方法の 確認	共通条件 総括
手順2 計算条件等の確 認	共通条件
手順3 年間熱負荷係数 の確認	非住宅
手順4 入力内容の確認	非住宅
手順5 評価値・基準値の 合計の確認	非住宅
手順6 その他の措置の 確認	その他Ⅶ その他Ⅷ その他Ⅸ

2. 各手順の解説

〔手順1〕：認定対象範囲の確認

認定の対象となる範囲が建築物全体（非住宅のみ）のみであるかを確認する。非住宅用途が複数に亘る場合は、用途ごとに手順2-2、手順3-2を検討する（基準値が異なる為）。

住戸のみの認定の申請である場合は基準適合判断Ⅰへ。

住戸のみではなく建築物の認定の場合は、

共同住宅（住宅に供する用途のみ）は基準適合判断Ⅱへ。

複合建築物（住宅及び非住宅の用途の複合）は基準適合判断Ⅲへ。

非住宅（住宅に供する用途が無い）は手順2へ。

チェックシート 共通条件
チェックシート 総括

〔手順2〕：建築物全体の計算条件等の確認

当該建築物のPALの基準及び一次消費エネルギーに基づく地域区分、方位等を図面より確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確認する。

チェックシート 共通条件

〔手順3〕：建築物全体の年間熱負荷係数の確認

①計算結果の確認

チェックシート 非住宅

- イ ペリメータの床面積 A_p の計算結果を確認する。
- ロ ペリメータの年間熱負荷 Q の計算結果を確認する。
- ハ ロの年間熱負荷 Q をイの床面積 A_p で除した数値が、PALの(判断基準) × (規模補正係数)を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

- イ ペリメータの床面積 A_p の計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
- ロ ペリメータの年間熱負荷 Q の計算の確認
 - ・計算している内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・熱貫流率や日射侵入率等の計算が正しいかを確認し、それらの計算値を使用し、期間暖房負荷 Q_H や期間冷房負荷 Q_C を正しく計算により求めているかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
 - イ及びロの計算数値を使用し、PALを正しく計算により求めているかを確認する。

—一次エネルギー消費量の確認—

〔手順4〕：入力内容の確認

当該建築物で使用している設備機器等を確認し、計算ソフトに入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 非住宅

〔手順5〕：建築物全体の基準値及び設計値の確認

計算結果の確認

チェックシート 非住宅

建築物全体のエネルギー消費量が建築物全体の基準値を下回っていることを確認する。

〔手順6〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①から⑧の中でいずれか2つに適合するか若しくは、⑨総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他Ⅶ

チェックシート その他Ⅶ

チェックシート その他Ⅶ

- ① 節水に資する機器を設置
 - イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置ハ 食器用洗浄機の設置
- ② 雨水、井水又は雑排水利用
 - イ 雨水利用
 - ロ 井水利用
 - ハ 雑排水利用
- ③ HEMS及びBEMS
 - イ HEMS
 - ロ BEMS
- ④ 再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置
- ⑤ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑥ 長寿命化
 - イ 劣化対策 等級3
- ⑦ 低炭素化に資する材料の利用
 - イ 木造住宅若しくは木造建築物
- ⑧ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
- ⑨ 総合的な環境性能評価
 - イ CASBE E等の所管行政庁が認めたもの

4章. 認定基準毎のチェックシート

●チェックシート一覧		タイトル	番号
1	総括	チェックシート/総括表	総括
2	共通条件		共通条件
3	住戸(部分)	チェックシート/断熱措置・一次エネルギー消費量	住戸Ⅰ
4	住戸(部分)	チェックシート/断熱措置・一次エネルギー消費量	住戸Ⅱ
5	共用部	チェックシート/一次エネルギー消費量	共用部
6	非住宅	チェックシート/一次エネルギー消費量	非住宅
7	その他の措置	チェックシート/住戸(部分)	その他Ⅰ
8	その他の措置	チェックシート/住戸(部分)	その他Ⅱ
9	その他の措置	チェックシート/住戸(部分)	その他Ⅲ
10	その他の措置	チェックシート/共同住宅等の住棟	その他Ⅳ
11	その他の措置	チェックシート/共同住宅等の住棟(部分)	その他Ⅴ
12	その他の措置	チェックシート/共同住宅等の住棟(部分)	その他Ⅵ
13	その他の措置	チェックシート/非住宅	その他Ⅶ
14	その他の措置	チェックシート/非住宅	その他Ⅷ
15	その他の措置	チェックシート/非住宅(部分)	その他Ⅸ

1 総括 チェックシート/総括表					総括
申請の別の確認					
A：住戸の認定の場合					⇒下記のルートAへ
B：建築物全体の認定の場合					⇒下記のルートBへ
C：住戸及び建築物全体の認定の場合					⇒下記のルートCへ
確認項目					
項目		確認項目		適・否	適・否
A：住戸の認定の場合	戸建て住宅の認定の場合	(1)住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)住戸の一次エネルギー消費量の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	共同住宅等の住戸の認定の場合	(1)住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)住戸の一次エネルギー消費量の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	住戸部分を含む複合建築物の住戸の認定の場合	(1)住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)住戸の一次エネルギー消費量の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
項目		確認項目		適・否	適・否
B：建築物全体の認定の場合	共同住宅等の認定の場合	(1)各住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)各住戸の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)共用部の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 共用部	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(4)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅳ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	住戸部分を含む複合建築物の認定の場合	(1)各住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)各住戸の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)共用部の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 共用部	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(4)非住宅部分のPAL及び一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 非住宅	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(5)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅳ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(6)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅶ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
非住宅の認定の場合	(1)非住宅部分のPAL及び一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 非住宅	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	(2)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅶ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					
項目		確認項目		適・否	適・否
C：住戸及び建築物全体の認定の場合	共同住宅等の認定の場合	(1)住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)住戸の一次エネルギー消費量の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(4)各住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(5)各住戸の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(6)共用部の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 共用部	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(7)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅳ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	住戸部分を含む複合建築物の認定の場合	(1)住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		(2)住戸の一次エネルギー消費量の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(3)住戸のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅰ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(4)各住戸の断熱措置の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(5)各住戸の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
		(6)共用部の一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 共用部	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	(7)非住宅部分のPAL及び一次エネルギー消費量の合計値の確認	⇒チェックシート 非住宅	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]	
	(8)共同住宅等の住棟のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅳ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
	(9)非住宅のその他の措置への適合の確認	⇒チェックシート その他Ⅶ	[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]					

2 共通条件				
建築物の名称				
建築物の所在地				
建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他		
階数		・ 地上 () 階 地下 () 階		
面積		・ 敷地面積 () m ² ・ 建築面積 () m ² ・ 延べ面積 () m ²		
市街化区域等内外		<input type="checkbox"/> 市街化区域等内		
<input type="checkbox"/> 住戸の認定の場合				
項目		確認項目	適・否	適・否
<input type="checkbox"/> 戸建て住宅の認定 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の住戸の認定	躯体の外皮性能	<input type="checkbox"/> 1 地域 <input type="checkbox"/> 2 地域 <input type="checkbox"/> 3 地域 <input type="checkbox"/> 4 地域 <input type="checkbox"/> 5 地域 <input type="checkbox"/> 6 地域 <input type="checkbox"/> 7 地域 <input type="checkbox"/> 8 地域		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		<input type="checkbox"/> 共同住宅等の共用部の認定 <input type="checkbox"/> 住戸部分を含む複合建築物の住戸の認定	<input type="checkbox"/> 木造住宅 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) 住宅 <input type="checkbox"/> その他	
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]				
<input type="checkbox"/> 非住宅の認定の場合				
項目		確認項目		適・否
<input type="checkbox"/> 住戸部分を含む複合建築物の認定	躯体の外皮性能 (PAL)	<input type="checkbox"/> A 地域 <input type="checkbox"/> B 地域 <input type="checkbox"/> C 地域 <input type="checkbox"/> D 地域 <input type="checkbox"/> E 地域 <input type="checkbox"/> F 地域 <input type="checkbox"/> G 地域 <input type="checkbox"/> H 地域 <input type="checkbox"/> I 地域 <input type="checkbox"/> J 地域 <input type="checkbox"/> K 地域 <input type="checkbox"/> L 地域		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		<input type="checkbox"/> 非住宅の認定	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> 工場等	
<input type="checkbox"/> 非住宅の認定	一次エネルギー消費量	<input type="checkbox"/> 1 地域 <input type="checkbox"/> 2 地域 <input type="checkbox"/> 3 地域 <input type="checkbox"/> 4 地域 <input type="checkbox"/> 5 地域 <input type="checkbox"/> 6 地域 <input type="checkbox"/> 7 地域 <input type="checkbox"/> 8 地域		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
		<input type="checkbox"/> 木造 (<input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法) <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) <input type="checkbox"/> その他		[<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]
チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]				

3 住戸（部分）チェックシート/断熱措置・一次エネルギー消費量			住戸 I
該当する住戸グループ番号：			
(1)断熱措置の確認			
①外皮平均熱貫流率の確認			
I.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $U_A \leq U_{AS}$ である a.当該住宅の外皮平均熱貫流率 $U_A = [\quad]$ b.該当する熱貫流率基準値 $U_{AS} = [\quad]$		
II.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
III.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 住戸の総熱損失量の確認 $Q_T = [\quad]$		
①のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
②冷房期の外皮平均日射熱取得率の確認			
I.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $\eta_A \leq \eta_{AS}$ である a.当該住宅の外皮平均日射熱取得率 $\eta_A = [\quad]$ b.該当する日射熱取得率基準値 $\eta_{AS} = [\quad]$		
II.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
III.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓等の部位の面する方位の確認 <input type="checkbox"/> 住戸の総日射熱取得量（冷房期）の確認 $\mu_{TS} = [\quad]$		
②のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
③暖房期の外皮平均日射熱取得率の確認			
I.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 住戸の総日射熱取得量（暖房期）の確認 $\mu_{TW} = [\quad]$		
II.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
III.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 部位面積及び面する方位が冷房期の外皮平均日射熱取得率と同一であることの確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認 <input type="checkbox"/> 住戸の総日射熱取得量（暖房期）の確認 $\mu_{TW} = [\quad]$		
③のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
(2)一次エネルギー消費量の確認			
④一次エネルギー消費量の確認			
I.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $E_T \leq E_{ST}$ である a.当該住宅の設計一次消費エネルギー $E_T = [\quad]$ b.該当する基準一次消費エネルギー $E_{ST} = [\quad]$		
II.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
III.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> Q_T 、 μ_{TS} 及び μ_{TW} の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認		
④のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
①②③④チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			

4 住戸（部分）チェックシート/断熱措置・一次エネルギー消費量			住戸 II
該当する住戸グループ番号：			
(1)断熱措置の確認			
①外皮平均熱貫流率の確認			
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $U_A \leq U_{AS}$ である a.当該住宅の外皮平均熱貫流率 $U_A = [\quad]$ b.該当する熱貫流率基準値 $U_{AS} = [\quad]$		
ロ.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認 <input type="checkbox"/> 各住戸の総熱損失量の確認 $Q_T = [\quad]$		
①のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
②冷房期の外皮平均日射熱取得率の確認			
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $\eta_A \leq \eta_{AS}$ である a.当該住宅の外皮平均日射熱取得率 $\eta_A = [\quad]$ b.該当する日射熱取得率基準値 $\eta_{AS} = [\quad]$		
ロ.計算方法の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓等の部位の面する方位の確認 <input type="checkbox"/> 各住戸の総日射熱取得量（冷房期）の確認 $\mu_{TS} = [\quad]$		
②のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
③暖房期の外皮平均日射熱取得率の確認			
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 各住戸の総日射熱取得量（暖房期）の確認 $\mu_{TW} = [\quad]$		
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
ハ.計算内容の確認	<input type="checkbox"/> 部位面積及び面する方位が冷房期の外皮平均日射熱取得率と同一であることの確認 <input type="checkbox"/> 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認 <input type="checkbox"/> 各住戸の総日射熱取得量（暖房期）の確認 $\mu_{TW} = [\quad]$		
③のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
(2)一次エネルギー消費量の確認			
④一次エネルギー消費量の確認			
イ.計算結果の確認	<input type="checkbox"/> $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である a.当該建築物の設計一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_T = [\quad]$ b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_{ST} = [\quad]$		
ロ.計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている		
ハ.入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> Q_T 、 μ_{TS} 及び μ_{TW} の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認		
④のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			
①②③④チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]			

5 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量				共用部			
該当する住戸グループ番号：							
(1)一次エネルギー消費量の確認							
①一次エネルギー消費量の確認							
I.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である a.当該共用部の設計一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_T = [\quad]$ b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_{ST} = [\quad]$					
II.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている					
III.入力内容の確認		<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認					
①チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否							

6 非住宅 チェックシート/一次エネルギー消費量				非住宅			
該当する住戸グループ番号：							
(1)外皮の熱性能の確認							
①外皮の熱性能の確認							
I.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $PAL \leq$ 判断基準値×規模補正係数である a.年間熱負荷係数= $\Sigma (Q_H+Q_C) / \Sigma A_P$ $PAL = [\quad]$ b.屋内周囲空間の年間熱負荷 $\Sigma (Q_H+Q_C) = [\quad]$ c.屋内周囲空間の床面積 $\Sigma A_P = [\quad]$ d.判断基準値 判断基準値 = $[\quad]$ e.規模補正係数 $f = [\quad]$					
II.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている					
III.計算内容の確認		<input type="checkbox"/> 地域区分、標高による地域修正、用途区分の確認 <input type="checkbox"/> 各ゾーンの床面積、各部位の面積、方位の確認 <input type="checkbox"/> 熱貫流率、日射侵入率、日よけ補正値の確認 <input type="checkbox"/> 拡張デGREE-デー表によるEHD、ECD、 D_{OH} 、 D_{OC} の確認					
①のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否							
(2)一次エネルギー消費量の確認							
②一次エネルギー消費量の確認							
I.計算結果の確認		<input type="checkbox"/> $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である a.当該建築物の設計一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_T = [\quad]$ b.該当する基準一次エネルギー消費量の合計 $\Sigma E_{ST} = [\quad]$					
II.計算方法等の確認		<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている					
III.入力内容の確認		<input type="checkbox"/> 床面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 設備機器等の入力内容の確認					
②のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否							
①②チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否							

7 その他の措置チェックシート/住戸（部分）		その他Ⅰ	
該当する住戸グループ番号：			
判断方法の確認			
A：節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合		⇒下記のルートAへ	
B：総合的な環境性能評価に係る1つ以上の基準への適合による場合		⇒下記のルートBへ	
A節水等に係る基準の確認項目			
イ節水	□節水に資する機器を設置 (1つ以上適合)	□節水トイレの設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□節水水洗の設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
	□雨水、井水又は雑排水の利用 (1つ以上適合)	□食器用洗浄機の設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□雨水利用の有無	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□井水利用の有無	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□雑排水利用の有無	⇒チェックシート その他Ⅱへ
ロ一次エネルギー削減に資する設備	□HEMSの採用の有無		⇒チェックシート その他Ⅱへ
ハ再生可能エネルギーの有効利用	□再生可能エネルギー利用及びそれと連携した定置型蓄電池の設置		⇒チェックシート その他Ⅱへ
ニヒートアイランド	(1つ以上適合)	□敷地緑化等	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□敷地の高反射性塗装	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□屋上緑化等	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□壁面緑化	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×1/2＋壁面緑化面積率≥10%	⇒チェックシート その他Ⅲへ
ホ長寿命化	□劣化対策の有無		⇒チェックシート その他Ⅲへ
ハ低炭素化に資する材料利用	(1つ以上適合)	□木造住宅若しくは木造建築物	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□高炉セメント等	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□高炉セメントの使用の有無	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□フライアッシュセメントの使用の有無	⇒チェックシート その他Ⅲへ
B総合的な環境性能評価の確認項目			
ト総合的な環境性能評価	□CASBEE等の所管行政庁が認めたもの		
チェックの結果⇒ [□適 □否]			

8 その他の措置チェックシート/住戸（部分）		その他Ⅱ
該当する住戸グループ番号：		
(1) 節水等の確認		
① 節水に資する機器を設置		
イ 節水トイレの設置	<input type="checkbox"/> 住宅内の過半数以上の便器が節水型便器である <input type="checkbox"/> JIS A 5207の節水Ⅱ型もしくは同等以上の性能を有している	
ロ 節水水洗の設置	<input type="checkbox"/> 住宅内の過半数以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものである a. 湯水混合水栓（サーモスタット式、シングルレバー式） b. 自動水栓 c. 定量止水水栓 d. 泡沫機能付水栓	
ハ 食器用洗浄機の設置	<input type="checkbox"/> ビルトインタイプの食器洗浄機である	
①のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
② 雨水、井水又は雑排水の利用の確認		
イ 雨水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している	
ロ 井水利用の有無	<input type="checkbox"/> 井水の利用が図面上で確認できる	
ハ 雑排水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる	
②のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
①②チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
(2) 一次エネルギー消費量削減に資する設備の確認		
③ HEMSの採用の有無		
イ 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たすHEMSを採用している a. 「ECHONET Lite」を標準規格とする b. 住宅のエネルギー消費量について用途別に計測、蓄積及び表示が可能なシステムである	
③のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
(3) 再生可能エネルギーの有効利用の確認		
④ 再生可能エネルギー利用及びそれと連携した定置型蓄電池の設置		
イ 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 定置用の蓄電池である <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーとシステムが連携されている	
④のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

9 その他の措置チェックシート/住戸（部分）		その他Ⅲ
該当する住戸グループ番号：		
(4) ヒートアイランド対策の確認		
⑤ 敷地緑化等		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	(緑化等面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている
	<input type="checkbox"/>	適切な計算式を用いている
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑤のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑥ 敷地の高反射性塗装		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	(高反射性(低日射吸収率)舗装面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	適切な計算式を用いている
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率)舗装材である
	<input type="checkbox"/>	敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
⑥のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑦ 屋上緑化等		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	(屋根緑化等面積/屋根面積) * 100 ≥ 20 (%) である
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	緑化面積の算定方法がCASBEE(戸建て)の計算方法を用いている
	<input type="checkbox"/>	適切な計算式を用いている
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている
		a. JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している
		b. KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している
		c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている
	<input type="checkbox"/>	屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑦のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑧ 壁面緑化		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	(壁面緑化面積/外壁面積) * 100 ≥ 10 (%) である
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている
	<input type="checkbox"/>	適切な計算式を用いている
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑧のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑨ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/>	緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/>	緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている
	<input type="checkbox"/>	適切な計算式を用いている
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/>	第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率)舗装材である
	<input type="checkbox"/>	敷地面積等の基本事項の入力内容の確認
	<input type="checkbox"/>	以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている
		a. JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している
		b. KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している
		c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている
	<input type="checkbox"/>	屋根面積等の基本事項の入力内容の確認
⑨のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑤⑥⑦⑧⑨チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(5) 長寿命化の確認		
⑩ 劣化対策の確認		
1. 仕様の確認	<input type="checkbox"/>	住宅性能表示基準において劣化対策等級3を取得している
⑩のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(6) 低炭素化に資する材料の利用の確認		
⑪ 木材住宅若しくは木造建築物の確認		
1. 木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/>	木造住宅である
	<input type="checkbox"/>	床面積あたり一定量以上の木材を使用している
⑪のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑫ 高炉セメント等の利用の確認		
1. 高炉セメント等の利用の確認	<input type="checkbox"/>	高炉セメントが主要構造部に用いられている
	<input type="checkbox"/>	フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている
⑫のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
①～⑫チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

10 その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟			その他Ⅳ
該当する住戸グループ番号：			
判断方法の確認			
A：節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合		⇒下記のルートAへ	
B：総合的な環境性能評価に係る1つ以上の基準への適合による場合		⇒下記のルートBへ	
A節水等に係る基準の確認項目			
イ節水	□節水に資する機器を設置 (1つ以上適合)	□節水トイレの設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□節水水洗の設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
		□食器用洗浄機の設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ
	□雨水、井水又は雑排水の利用 (1つ以上適合)	□雨水利用の有無	⇒チェックシート その他Ⅱへ
□井水利用の有無		⇒チェックシート その他Ⅱへ	
□雑排水利用の有無		⇒チェックシート その他Ⅱへ	
ロ一次エネルギー削減に資する設備	□HEMSの採用の有無	⇒チェックシート その他Ⅱへ	
ハ再生可能エネルギーの有効利用	□再生可能エネルギー利用及びそれと連携した定置型蓄電池の設置	⇒チェックシート その他Ⅱへ	
ニヒートアイランド	□ヒートアイランド (1つ以上適合)	□敷地緑化等	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□敷地の高反射性塗装	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□屋上緑化等	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□壁面緑化	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	⇒チェックシート その他Ⅲへ
ホ長寿命化	□劣化対策の有無	⇒チェックシート その他Ⅲへ	
ハ低炭素化に資する材料利用	□木造住宅若しくは木造建築物	⇒チェックシート その他Ⅲへ	
	□高炉セメント等 (1つ以上適合)	□高炉セメントの使用の有無	⇒チェックシート その他Ⅲへ
		□フライアッシュセメントの使用の有無	⇒チェックシート その他Ⅲへ
B総合的な環境性能評価の確認項目			
ト総合的な環境性能評価	□CASBEE等の所管行政庁が認めたもの		
チェックの結果⇒ [□適 □否]			

11 その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟（部分）		その他V
該当する住戸グループ番号：		
(1) 節水等の確認		
① 節水に資する機器を設置		
I. 節水トイレの設置	<input type="checkbox"/> 全住戸の過半数以上の便器が節水型便器である <input type="checkbox"/> JIS A 5207の節水Ⅱ型もしくは同等以上の性能を有している	
II. 節水水洗の設置	<input type="checkbox"/> 全住戸の過半数以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものである a. 湯水混合水栓（サーモスタット式、シングルレバー式） b. 自動水栓 c. 定量止水栓 d. 泡沫機能付水栓	
III. 食器用洗浄機の設置	<input type="checkbox"/> ビルトインタイプの食器洗浄機である	
①のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
② 雨水、井水及び雑排水の利用の確認		
I. 雨水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している	
II. 井水利用の有無	<input type="checkbox"/> 井水の利用が図面上で確認できる	
III. 雑排水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる	
②のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
①②チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(2) 一次エネルギー消費量削減に資する設備の確認		
③ HEMSの採用の有無		
I. 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 過半数の住戸に以下の条件を満たすHEMSを採用している a. 「ECHONET Lite」を標準規格とする b. 住宅のエネルギー消費量について用途別に計測、蓄積及び表示が可能なシステムである	
③のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(3) 再生可能エネルギーの有効利用の確認		
④ 再生可能エネルギー利用及びそれと連携した定置型蓄電池の設置		
I. 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 過半数の住戸に定置用の蓄電池が設置されているか、共用部に蓄電池が設置されている <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーとシステムが連携されている	
④のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

12 その他の措置チェックシート/共同住宅等の住棟（部分）		その他VI
該当する住戸グループ番号：		
(4) ヒートアイランド対策の確認		
⑤ 敷地緑化等		
I. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (緑化等面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
II. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑤のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑥ 敷地の高反射性塗装		
I. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (高反射性(低日射吸収率)舗装面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
II. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率)舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑥のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑦ 屋上緑化等		
I. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (屋根緑化等面積/屋根面積) * 100 ≥ 20 (%) である	
II. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a. JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b. KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑦のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑧ 壁面緑化		
I. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (壁面緑化面積/外壁面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
II. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑧のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑨ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
I. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	
II. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率)舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a. JPMS27(日本塗料工業会)規格に適合している b. KRK S-001高反射率防水シート規格に適合している c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑨のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑤⑥⑦⑧⑨チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(5) 長寿命化の確認		
⑩ 劣化対策の確認		
I. 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 住宅性能表示基準において劣化対策等級3を取得している	
⑩のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(6) 低炭素化に資する材料の利用の確認		
⑪ 木材等の利用の確認		
I. 木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/> 木造住宅である <input type="checkbox"/> 床面積あたり一定量以上の木材を使用している	
⑪のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑫ 高炉セメント等の利用の確認		
I. 高炉セメントの利用の確認	<input type="checkbox"/> 高炉セメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている	
⑫のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
①～⑫チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

13 その他の措置チェックシート/非住宅				その他VII
該当する住戸グループ番号：				
判断方法の確認				
A：節水等に係る2つ以上の基準への適合による場合			⇒下記のルートAへ	
B：総合的な環境性能評価に係る基準への適合による場合			⇒下記のルートBへ	
A節水等に係る基準の確認項目				
I.節水	□節水に資する機器を設置 (1つ以上適合)	□節水トイレの設置	⇒チェックシート	その他VIIIへ
		□節水水洗の設置	⇒チェックシート	その他VIIIへ
II.雨水、井水又は雑排水の利用 (1つ以上適合)		□雨水利用の有無	⇒チェックシート	その他VIIIへ
		□井水利用の有無	⇒チェックシート	その他VIIIへ
		□雑排水利用の有無	⇒チェックシート	その他VIIIへ
III.一次エネルギー削減に資する設備		□BEMSの採用の有無	⇒チェックシート	その他VIIIへ
IV.再生可能エネルギーの有効利用		□再生可能エネルギー利用及びそれと連携した設置型蓄電池の設置	⇒チェックシート	その他VIIIへ
V.ヒートアイランド	(1つ以上適合)	□□ヒートアイランド	⇒チェックシート	その他IXへ
		□敷地緑化等	⇒チェックシート	その他IXへ
		□敷地の高反射性塗装	⇒チェックシート	その他IXへ
		□屋上緑化等	⇒チェックシート	その他IXへ
		□壁面緑化	⇒チェックシート	その他IXへ
□緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率	⇒チェックシート	その他IXへ		
VI.低炭素化に資する材料利用	(1つ以上適合)	□木造住宅若しくは木造建築物	⇒チェックシート	その他IXへ
		□高炉セメント等	⇒チェックシート	その他IXへ
		□フライアッシュセメントの使用の有無	⇒チェックシート	その他IXへ
B総合的な環境性能評価に係る基準の確認項目				
A.総合的な環境性能評価		□CASBEE等の所管行政庁が認めたもの		
チェックの結果⇒ [□適 □否]				

14 その他の措置チェック/非住宅（部分）		その他Ⅷ
該当する住戸グループ番号：		
(1) 節水の確認		
① 節水に資する機器を設置		
I. 節水トイレの設置	<input type="checkbox"/> 建築物の過半数以上の便器が節水型便器である <input type="checkbox"/> フラッシュバルブ式便器の場合は、JIS A 5207の節水Ⅰ型もしくは同等以上の性能を有している <input type="checkbox"/> ロータンク式便器並びに専用洗浄弁式便器の場合は、JIS A 5207の節水Ⅱ型もしくは同等以上の性能を有している	
II. 節水水洗の設置	<input type="checkbox"/> 設置器具総数の過半数以上の水栓が節水型機器である <input type="checkbox"/> 全ての節水型水栓がエコマーク認定を取得した以下のものである a. 湯水混合水栓（サーモスタット式、シングルレバー式） b. 自動水栓 c. 自閉水栓 d. 節水コマ e. 定量止水水栓 f. 泡沫機能付水栓	
①のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
② 雨水、井水及び雑排水の利用の確認		
I. 雨水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雨水の利用が図面上で確認できる <input type="checkbox"/> 貯水容量80リットル以上のタンクを設置している	
II. 井水利用の有無	<input type="checkbox"/> 井水の利用が図面上で確認できる	
III. 雑排水利用の有無	<input type="checkbox"/> 雑排水の利用が図面上で確認できる	
②のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
①②チェックの結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
(2) 一次エネルギー削減に資する設備の確認		
③ BEMSの採用の確認		
I. 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費量について用途別に計測、蓄積及び表示が可能なシステムである	
③のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		
(3) 再生可能エネルギーの有効利用の確認		
④ 再生可能エネルギー利用及びそれと連携した定置型蓄電池の設置		
I. 仕様の確認	<input type="checkbox"/> 定置用の蓄電池が設置されている <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーとシステムが連携されている	
④のチェック結果⇒ [<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否]		

15 その他の措置チェックシート/非住宅（部分）		その他区
該当する住戸グループ番号：		
(4) ヒートアイランド対策の確認		
⑤ 敷地緑化等		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (緑化等面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑤のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑥ 敷地の高反射性塗装		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (高反射性(低日射吸収率) 舗装面積/敷地面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率) 舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑥のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑦ 屋上緑化等		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (屋根緑化等面積/屋根面積) * 100 ≥ 20 (%) である	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a. JPMS27 (日本塗料工業会) 規格に適合している b. KRK S-001 高反射率防水シート規格に適合している c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑦のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑧ 壁面緑化		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> (壁面緑化面積/外壁面積) * 100 ≥ 10 (%) である	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑧のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑨ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
1. 計算結果の確認	<input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%	
2. 計算方法等の確認	<input type="checkbox"/> 緑化面積の算定方法がCASBEE戸建ての計算方法を用いている <input type="checkbox"/> 適切な計算式を用いている	
3. 入力内容の確認	<input type="checkbox"/> 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められた高反射性(低日射吸収率) 舗装材である <input type="checkbox"/> 敷地面積等の基本事項の入力内容の確認 <input type="checkbox"/> 以下の条件を満たす日射反射率・長波放射率の高い材料を用いている a. JPMS27 (日本塗料工業会) 規格に適合している b. KRK S-001 高反射率防水シート規格に適合している c. 第三者機関にて測定し、日射反射率が50%以上であると認められている <input type="checkbox"/> 屋根面積等の基本事項の入力内容の確認	
⑨のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
⑤⑥⑦⑧⑨チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
(5) 低炭素化に資する材料の利用の確認		
⑩ 木材等の利用の確認		
1. 木材住宅若しくは木造建築物の確認	<input type="checkbox"/> 木造住宅である <input type="checkbox"/> 床面積あたり一定量以上の木材を使用している	
⑪ 高炉セメント等の利用の確認		
1. 高炉セメントの利用の確認	<input type="checkbox"/> 高炉セメントが主要構造部に用いられている <input type="checkbox"/> フライアッシュセメントが主要構造部に用いられている	
⑪のチェック結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
①～⑪チェックの結果⇒ <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		

5 章. 参考資料

5. 規則様式・参考様式

(1) 設計内容説明書（参考様式1）

①住戸用

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 <input type="checkbox"/> その他		
	平均熱貫流率	平均熱貫流率の計算値（ ）【W/m ² K】			
	平均日射熱取得率	冷房期の日射取得係数の計算値（ ）【-】			
2. 一次エネルギー消費量	基本事項	居室および非居室の面積の入力方法	<input type="checkbox"/> 床面積（ ）m ² <input type="checkbox"/> 床面積の合計から類推 <input type="checkbox"/> <u>主居室の面積</u> と <u>その他の居室の面積</u> を入力（ ）m ² （ ）m ²	<input type="checkbox"/> 面積表	
	日射熱	冬季における蓄熱を利用したパッシブ手法の採用	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	暖房設備	暖房方式の選択	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	自然風	自然風の検討方法	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	遮蔽	平均日射取得係数	平均日射取得係数の計算値（ ）【-】	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	冷房設備	運転方法	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
	換気	換気設備方式	<input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	

	熱交換	熱交換型換気設備	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
	太陽給湯	太陽熱給湯装置	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
	給湯	給湯熱源機	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
		配管について	<input type="checkbox"/> ()			
		水栓について	<input type="checkbox"/> ()			
		水栓について	<input type="checkbox"/> ()			
	CG	コージェネレーションの種類について	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
	照明		<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
	発電	太陽光発電の採用について	<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>		
3. その他の措置	節水に関する取組	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 食器用洗浄機の設置		<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
	雨水等の利用のための設備の設置	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用				
	エネルギーマネジメントに関する取組	<input type="checkbox"/> HEMSの採用				
	再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー及び蓄電池				
	ヒートアイランド対策	敷地緑化等	<input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上			
		敷地の高反射性塗装	<input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上			
		屋上緑化等	<input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上			
		壁面緑化等	<input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 <input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%			
劣化対策	劣化対策 <input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上					

		木造住宅・建築物	木材の利用 <input type="checkbox"/> 木造住宅 <input type="checkbox"/> 木造建築物		
		高炉セメント等の利用	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している <input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント		
		総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等	<input type="checkbox"/> 評価認定書等	
4. 基本的方針			<input type="checkbox"/> 基本方針に照らし合わせて適切である	<input type="checkbox"/>	
5. 資金計画			<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定	<input type="checkbox"/> 申請書	

設計内容説明書（参考様式1）

②共同住宅共用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	<input type="checkbox"/> 計算書 <input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 建具表 <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/>	
		住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造住宅（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造住宅 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 <input type="checkbox"/> その他		
2. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		■様式 2-1	
		外壁構成		■様式 2-2	
		窓仕様		■様式 2-3	
		外皮仕様		■様式 2-4	
		熱源入力		■様式 2-5	
		二次ポンプ		■様式 2-6	
		空調機		■様式 2-7	
	換気	換気対象室		■様式 3-1	
		給排気送風機		■様式 3-2	
		換気代替空調機		■様式 3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式 4-1	
		給湯機器		■様式 4-2	
照明	照明		■様式 5		
太陽光発電			■様式		
3. その他措置		節水に関する取組	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 食器用洗浄機の設置	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>	
		雨水等の利用のための設備の設置	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水の利用		
		エネルギーマネジメントに関する取組	<input type="checkbox"/> HEMSの採用		
		再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		

			<p>敷地の高反射性塗装</p> <p><input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上</p> <p>屋上緑化等</p> <p><input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上</p> <p>壁面緑化等</p> <p><input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上</p> <p><input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%</p>		
		劣化対策	<p>劣化対策</p> <p><input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上</p>		
		木造住宅・建築物	<p>木材の利用</p> <p><input type="checkbox"/> 木造住宅</p> <p><input type="checkbox"/> 木造建築物</p>		
		高炉セメント等の利用	<p>高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している</p> <p><input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無</p> <p><input type="checkbox"/> フライアッシュセメント</p>		
		総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等	<input type="checkbox"/> 評価認定書等	
4. 基本的方針			<input type="checkbox"/> 基本方針に照らし合わせて適切である	<input type="checkbox"/>	
5. 資金計画		建築に係る資金計画	<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定	<input type="checkbox"/> 申請書	

設計内容説明書（参考様式1）

③非住宅用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄 ※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 躯体の外皮性能	外皮性能等に係る基本事項	地域区分（PAL用）	<input type="checkbox"/> A地域 <input type="checkbox"/> B地域 <input type="checkbox"/> C地域 <input type="checkbox"/> D地域 <input type="checkbox"/> E地域 <input type="checkbox"/> F地域 <input type="checkbox"/> G地域 <input type="checkbox"/> H地域 <input type="checkbox"/> I地域 <input type="checkbox"/> J地域 <input type="checkbox"/> K地域 <input type="checkbox"/> L地域	<input type="checkbox"/> PAL 計算表 <input type="checkbox"/> 概要書	
		建物の用途（PAL用）	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等		
		年間熱負荷係数	() MJ/(㎡・年)		
2. 一次エネルギー消費量	共通条件	地域区分	<input type="checkbox"/> 1地域 <input type="checkbox"/> 2地域 <input type="checkbox"/> 3地域 <input type="checkbox"/> 4地域 <input type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域 <input type="checkbox"/> 7地域 <input type="checkbox"/> 8地域	■様式0 <input type="checkbox"/> 概要書 <input type="checkbox"/> 用途分類図 <input type="checkbox"/> 面積表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/>	
		建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造（ <input type="checkbox"/> 軸組構法 <input type="checkbox"/> 桝組工法 ） <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造（組石造含む。） <input type="checkbox"/> その他		
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階		
		面積	・敷地面積（ ）㎡ ・建築面積（ ）㎡ ・延べ面積（ ）㎡		
	空調	空調ゾーン		■様式2-1	
		外壁構成		■様式2-2	
		窓仕様		■様式2-3	
		外皮仕様		■様式2-4	
		熱源入力		■様式2-5	
		二次ポンプ		■様式2-6	
		空調機		■様式2-7	
	換気	換気対象室		■様式3-1	
		給排気送風機		■様式3-2	
		換気代替空調機		■様式3-3	
	給湯	給湯対象室		■様式4-1	
		給湯機器		■様式4-2	
	照明	照明		■様式5	
昇降機	昇降機		■様式6		
エネルギー利用効率化設備	太陽光発電等		■様式		
3. その他措置	節水に関する取組	<input type="checkbox"/> 節水トイレの設置 <input type="checkbox"/> 節水水洗の設置 <input type="checkbox"/> 食器用洗浄機の設置	<input type="checkbox"/> 仕上表 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/>		
	雨水等の利用のための設備の設置	<input type="checkbox"/> 雨水利用 <input type="checkbox"/> 井水利用 <input type="checkbox"/> 雑排水利用			

	エネルギーマネジメントに関する取組	<input type="checkbox"/> BEMSの採用		
	再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー及び蓄電池		
	ヒートアイランド対策	敷地緑化等 <input type="checkbox"/> 敷地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
		敷地の高反射性塗装 <input type="checkbox"/> 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
		屋上緑化等 <input type="checkbox"/> 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
		壁面緑化等 <input type="checkbox"/> 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上		
		<input type="checkbox"/> 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
	劣化対策	劣化対策 <input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
	木造住宅・建築物	劣化対策 <input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上		
	高炉セメント等の利用	高炉セメント又はフライアッシュセメントを主要構造部に使用している <input type="checkbox"/> 高炉セメント使用の有無 <input type="checkbox"/> フライアッシュセメント		
	総合的な環境性能評価	<input type="checkbox"/> CASBEE等	<input type="checkbox"/> 評価認定書等	
4. 基本 的方針		<input type="checkbox"/> 基本の方針に照らし合わせて適切である	<input type="checkbox"/>	
5. 資金 計画		<input type="checkbox"/> 建築に要する費用の設定	<input type="checkbox"/> 申請書	

様式 1. (共通条件) 室仕様入力シート

①	①	②	②	③	④	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑦
階	室名	建物用途 (選択)	室用途 (選択)	室面積 [m ²]	階高 [m]	天井高 [m]	空調計算対象室 (選択)	換気計算対象室 (選択)	給湯計算対象室 (選択)	照明計算対象室 (選択)	備考
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	5.50	4.80	■		■	■	
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室	22.40	5.50	2.60	■		■	■	
B1F	書庫	事務所等	更衣室	22.10	5.50	2.60	■	■		■	
B1F	更衣室	事務所等	更衣室	12.00	5.50	2.60	■	■		■	
B1F	受水槽室	事務所等	機械室	91.20	5.50	5.50		■		■	
B1F	機械室	事務所等	機械室	238.50	5.50	5.50		■		■	
B1F	発電機室	事務所等	電気室	70.20	5.50	5.50		■		■	
B1F	電気室	事務所等	電気室	79.80	5.50	5.50		■		■	
B1F	MDF室	事務所等	電気室	21.80	5.50	5.50		■		■	
B1F	廊下	事務所等	廊下	80.90	5.50	2.40				■	
B1F	階段室N	事務所等	廊下	22.40	5.50	5.50				■	
B1F	乗降ロビー	事務所等	ロビー	11.20	5.50	2.40				■	
B1F	DS	事務所等	機械室	7.00	5.50	5.50				■	
B1F	PS1	事務所等	機械室	3.40	5.50	5.50				■	
B1F	倉庫1	事務所等	更衣室	16.20	5.50	5.50		■		■	
B1F	倉庫2	事務所等	更衣室	45.20	5.50	5.50		■		■	
B1F	PS2	事務所等	機械室	3.40	5.50	5.50				■	
B1F	便所	事務所等	便所	7.80	5.50	2.40		■		■	
B1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.70	5.50	2.40		■		■	
B1F	シャワー室	事務所等	湯沸室等	8.40	5.50	2.40		■		■	
B1F	消火ポンプ室	事務所等	機械室	15.00	5.50	5.50		■		■	
B1F	倉庫3	事務所等	更衣室	9.40	5.50	5.50		■		■	
B1F	階段室S	事務所等	廊下	22.40	5.50	5.50				■	
1F	1F事務室	事務所等	事務室	605.20	4.00	2.60	■		■	■	
1F	警備員室	事務所等	中央監視室	17.80	4.00	2.60	■		■	■	
1F	エントランスホール	事務所等	ロビー	201.60	8.00	6.40	■			■	
1F	1FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	■			■	
1F	廊下	事務所等	廊下	88.60	4.00	2.40				■	
1F	階段室N	事務所等	廊下	22.40	4.00	4.00				■	
1F	乗降ロビー	事務所等	ロビー	11.20	4.00	2.40				■	
1F	DS	事務所等	機械室	7.00	4.00	4.00				■	
1F	機械室1	事務所等	機械室	22.40	4.00	4.00				■	
1F	PS1	事務所等	機械室	3.40	4.00	4.00				■	
1F	男子便所	事務所等	便所	16.20	4.00	2.40		■		■	
1F	EPS	事務所等	電気室	6.10	4.00	4.00				■	
1F	アラーム弁室	事務所等	機械室	1.90	4.00	4.00				■	
1F	PS2	事務所等	機械室	3.40	4.00	4.00				■	
1F	女子便所	事務所等	便所	16.20	4.00	2.40		■		■	
1F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	4.00	2.40		■		■	
1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	4.00	2.40		■		■	
1F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	4.00	2.40		■		■	
1F	機械室2	事務所等	機械室	25.20	4.00	4.00				■	
1F	階段室S	事務所等	廊下	22.40	4.00	4.00				■	
1F	風除室	事務所等	廊下	15.40	4.00	3.00				■	

様式 2-1. (空調) 空調ゾーン入力シート

室の仕様							空調ゾーン		空調機群名称		⑤ 備考
① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [㎡] (転記)	① 階高 [m] (転記)	① 天井高 [m] (転記)	② 階	② 空調ゾーン名	③ 室負荷処理 (転記)	④ 外気負荷処理 (転記)	
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00	5.50	4.80	B1F	中央監視室	ACCI	ACCI	
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室	22.40	5.50	2.60	B1F	清掃員控室	FCU6	FCU6	
B1F	書庫	事務所等	更衣室	22.10	5.50	2.60	B1F	書庫	ACSI	ACSI	
B1F	更衣室	事務所等	更衣室	12.00	5.50	2.60	B1F	更衣室	FCU4	FCU4	
1F	1F事務室	事務所等	事務室	605.20	4.00	2.60	1F	1F事務室	AC1F	AC1F	
1F	警備員室	事務所等	中央監視室	17.80	4.00	2.60	1F	警備員室	ACKI	ACKI	
1F	エントランスホール	事務所等	ロビー	201.60	8.00	6.40	1F	エントランスホール	ACEN	ACEN	
1F	1FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	1F	1FEVホール	FCU8	FCU8	
2F	2F会議室	事務所等	会議室	623.00	4.00	2.60	2F	2F会議室	AC2F	AC2F	
2F	2FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	2F	2FEVホール	FCU8	FCU8	
3F	3F事務室	事務所等	事務室	623.00	4.00	2.60	3F	3F事務室	AC3F	AC3F	
3F	3FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	3F	3FEVホール	FCU8	FCU8	
4F	4F事務室	事務所等	事務室	623.00	4.00	2.60	4F	4F事務室	AC4F	AC4F	
4F	4FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	4F	4FEVホール	FCU8	FCU8	
5F	5F事務室	事務所等	事務室	623.00	4.00	2.60	5F	5F事務室	AC5F	AC5F	
5F	5FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	5F	5FEVホール	FCU8	FCU8	
6F	6F事務室	事務所等	事務室	623.00	4.00	2.60	6F	6F事務室	AC6F	AC6F	
6F	6FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	6F	6FEVホール	FCU8	FCU8	
7F	7F事務室	事務所等	事務室	623.00	4.00	2.60	7F	7F事務室	AC7F	AC7F	
7F	7FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	7F	7FEVホール	FCU8	FCU8	
8F	8F事務室	事務所等	事務室	495.10	4.00	2.60	8F	8F事務室	AC8F	AC8F	
8F	セミナールーム	事務所等	会議室	127.90	4.00	2.60	8F	セミナールーム	AC8F	AC8F	
8F	8FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	8F	8FEVホール	FCU8	FCU8	
9F	9F食堂	事務所等	社員食堂	520.40	4.00	2.60	9F	9F食堂	OORS	OORS	
9F	9FEVホール	事務所等	ロビー	37.40	4.00	2.40	9F	9FEVホール	FCU8	FCU8	

様式 2-2. (空調) 外壁構成入力シート

※ 建材名称は室内側から記入

① 外壁名称	② 壁の種類 (選択)	③ 総熱貫流率 [W/m ² K]	④ 建材番号 (選択)	⑤ 建材名称 (選択)	⑥ 厚み [mm]	⑦ 備考
OW1	外壁			室内側		
			32	石こう板、ラスボード	8	
			92	非密閉空気層		
			82	スチレン発砲版(押出)	25	
			22	普通コンクリート	150	
			27	モルタル	25	
			36	タイル	10	
SBW1	接地壁			室外側		
				室内側		
			41	合成樹脂・リノリウム	3	
			27	モルタル	27	
OR1	外壁			室外側		
				室内側		
			75	岩綿吸音板	12	
			32	石こう板、ラスボード	10	
			92	非密閉空気層		
			22	普通コンクリート	150	
			27	モルタル	15	
			43	FRP	5	
			27	モルタル	15	
			82	スチレン発砲版(押出)	50	
22	普通コンクリート	60				
				室外側		
				室内側		
				室外側		
				室内側		

様式 2-4. (空調) 外皮仕様入力シート

① 階 (転記)	① 空調ゾーン名 (転記)	外皮構成							
		② 方位 (選択)	③ 日除け効果係 数(冷房) [-]	③ 日除け効果係 数(暖房) [-]	壁		窓		
					④ 外壁名称 (転記)	⑤ 外皮面積 (窓含) [㎡]	⑥ 窓名称 (転記)	⑦ 窓面積 [㎡]	⑧ ブラインドの 有無 (選択)
B1F	中央監視室	東			OW1	37.40	WNDW1	11.22	有
		地中			SBW1	68.80			
B1F	清掃員控室	地中			SBW1	23.70			
B1F	書庫	地中			SBW1	18.20			
B1F	更衣室	地中			SBW1	12.10			
1F	1F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	46.40	WNDW1	13.92	有
1F	警備員室	南			OW1	21.60	WNDW1	6.48	無
1F	エントランスホール	北			OW1	72.00	WNDW1	21.60	有
		南			OW1	72.00	WNDW1	21.60	有
		西			OW1	179.20	WNDW1	53.76	有
1F	1FEVホール								
2F	2F会議室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
2F	2FEVホール								
3F	3F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
3F	3FEVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	13.20	無
4F	4F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
4F	4FEVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	16.38	無
5F	5F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
5F	5FEVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	13.20	無
6F	6F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
6F	6FEVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	13.20	無
7F	7F事務室	北			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
		東			OW1	148.00	WNDW1	44.40	有
		南			OW1	68.00	WNDW1	20.40	有
7F	7FEVホール	西			OW1	44.00	WNDW1	13.20	無

様式 2-7. (空調)空調機入力シート

① 空調機名称	② 台数 [台]	③ 空調機タイプ (選択)	④ 定格冷房能力 [kW/台]	⑤ 定格冷房能力 [kW/台]	⑥ 送風機定格消費電力 [kW/台]	送風機定格消費電力			⑪ 定格風速 (選択)	⑫ 送風機定格消費電力 [%]	⑬ 送風機定格消費電力 (選択)	⑭ 送風機定格消費電力 (選択)	全熱交換器					二次ポンプ名称		熱源名称		⑳ 備考 (機器系の記号 系統名等)					
						⑦ 給気 [kW/台]	⑧ 還気 [kW/台]	⑨ 外気 [kW/台]					⑩ 排気 [kW/台]	⑮ 送風機定格消費電力 [m ³ /h台]	⑯ 送風機定格消費電力 [%]	⑰ 送風機定格消費電力 (選択)	⑱ 送風機定格消費電力 [kW/台]	㉑ 冷熱 (転記)	㉒ 温熱 (転記)	㉓ 冷熱 (転記)	㉔ 温熱 (転記)						
AC1F	1	空調機	72.62	72.62	13072	9.08			0.75	定風量制御	無	無	有	2620	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC2F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC3F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC4F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC5F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC6F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC7F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
AC8F	1	空調機	74.76	74.76	13457	9.35			0.75	定風量制御	無	無	有	2700	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
ACEN	1	空調機	24.19	24.19	4355	3.02			0.10	定風量制御	無	無	有	880	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
OCRS	1	空調機	62.45	62.45	11241	7.81			0.75	定風量制御	無	無	有	2250	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
FCU4	1	空調機	1.44	1.44	259	0.18				定風量制御	無	無	有	60	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
FCU6	1	空調機	2.69	2.69	484	0.34				定風量制御	無	無	有	100	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
FCU8	23	空調機	1.76	1.76	316	0.22				定風量制御	無	無	有	70	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
ACCI	1	空調機	10.20	10.20	1836	1.28				定風量制御	無	無	有	370	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
ACSI	1	空調機	2.65	2.65	477	0.33				定風量制御	無	無	有	100	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			
ACK1	1	空調機	2.14	2.14	384	0.27				定風量制御	無	無	有	80	60	有	0.10	PC1	PH1	冷熱	PH1	温熱	AHP	AHP			

様式 3-1. (換気)換気対象室入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [m ²] (転記)	② 換気種類 (給気/排気/循環/空調) (選択)	③ 換気機器名称 (転記)
B1F	書庫	事務所等	更衣室	22.10	排気	FE-ST2-BF
B1F	更衣室	事務所等	更衣室	12.00	排気	FE-LC-BF
B1F	受水槽室	事務所等	機械室	91.20	給気	FS-MR-BF
B1F	機械室	事務所等	機械室	238.50	給気	FS-MR-BF
B1F	発電機室	事務所等	電気室	70.20	給気	FS-GE-BF
B1F	電気室	事務所等	電気室	79.80	給気	FS-ER-BF
						ACP-ER-BF-1
B1F	MDF室	事務所等	電気室	21.80	排気	FS-MDF-BF
						ACP-MDF-BF
B1F	倉庫1	事務所等	更衣室	16.20	排気	FE-ST1-BF
B1F	倉庫2	事務所等	更衣室	45.20	排気	FE-ST1-BF
B1F	便所	事務所等	便所	7.80	排気	FE-WC-BF
B1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.70	排気	FE-SW-BF
B1F	シャワー室	事務所等	湯沸室等	8.40	排気	FE-SW-BF
B1F	消火ポンプ室	事務所等	機械室	15.00	給気	FS-FP-BF
B1F	倉庫3	事務所等	更衣室	9.40	排気	FE-ST3-BF
1F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-1F
1F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-1F
1F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-1F
1F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-1F
1F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-1F
2F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-2F
2F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-2F
2F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-2F
2F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-2F
2F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-2F
3F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-3F
3F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-3F
3F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-3F
3F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-3F
3F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-3F
4F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-4F
4F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-4F
4F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-4F
4F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-4F
4F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-4F
5F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-5F
5F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-5F
5F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-5F
5F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-5F
5F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-5F
6F	男子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC1-6F
6F	女子便所	事務所等	便所	16.20	排気	FE-WC2-6F
6F	多目的便所	事務所等	便所	4.00	排気	FE-WC2-6F
6F	湯沸コーナー	事務所等	湯沸室等	7.00	排気	FE-HW-6F
6F	倉庫2	事務所等	更衣室	6.60	排気	FE-ST-6F

様式 3-2. (換気)給排気送風機入力シート

① 換気機器名称	② 定格風量 [m³/h]	③ 電動機定格消費電力 [kW]	制御による補正		
			④ 高効率電動機の有無 (選択)	⑤ インバータの有無 (選択)	⑥ 送風量制御 (選択)
FS-ER-BF	2190	0.75			
FS-GE-BF	1650	0.75			
FS-MR-BF	3110	1.50			
FS-MDF-BF	650	0.40			
FS-FP-BF	430	0.10			
FS-EV2-RF	2100	0.75			
FS-EV1-RF	6200	1.50			
OAC-KT-9F	11400	3.70			
ACP-KT-9F	1920	0.30			
FE-WC1-1F	580	0.10			
FE-WC2-1F	680	0.13			
FE-HW-1F	60	0.03			
FE-ST-1F	60	0.03			
FE-WC1-2F	580	0.10			
FE-WC2-2F	680	0.13			
FE-HW-2F	60	0.03			
FE-ST-2F	60	0.03			
FE-WC1-3F	580	0.10			
FE-WC2-3F	680	0.13			
FE-HW-3F	60	0.03			
FE-ST-3F	60	0.03			
FE-WC1-4F	580	0.10			
FE-WC2-4F	680	0.13			
FE-HW-4F	60	0.03			
FE-ST-4F	60	0.03			
FE-WC1-5F	580	0.10			
FE-WC2-5F	680	0.13			
FE-HW-5F	60	0.03			
FE-ST-5F	60	0.03			
FE-WC1-6F	580	0.10			
FE-WC2-6F	680	0.13			
FE-HW-6F	60	0.03			
FE-ST-6F	60	0.03			
FE-WC1-7F	580	0.10			
FE-WC2-7F	680	0.13			
FE-HW-7F	60	0.03			
FE-ST-7F	60	0.03			
FE-WC1-8F	580	0.10			
FE-WC2-8F	680	0.13			

様式 4-1. (給湯)給湯対象室入力シート

① 階 (転記)	① 室名 (転記)	① 建物用途 (転記)	① 室用途 (転記)	① 室面積 [㎡] (転記)	② 給湯箇所 (給湯栓設置箇所)	③ 節湯器具 (選択)	④ 給湯機器名称 (転記)
B1F	中央監視室	事務所等	中央監視室	85.00		無	EH-3-B1
						無	EH-4
B1F	清掃員控室	事務所等	更衣室	22.40		無	EH-3-B1
						無	EH-4
1F	1F事務室	事務所等	事務室	605.20		無	EH-1-1
						無	EH-2-1
						無	EH-3-1
1F	警備員室	事務所等	中央監視室	17.80		無	EH-1-1
						無	EH-2-1
						無	EH-3-1
2F	2F会議室	事務所等	会議室	623.00		無	EH-1-2
						無	EH-2-2
						無	EH-3-2
3F	3F事務室	事務所等	事務室	623.00		無	EH-1-3
						無	EH-2-3
						無	EH-3-3
4F	4F事務室	事務所等	事務室	623.00		無	EH-1-4
						無	EH-2-4
						無	EH-3-4
5F	5F事務室	事務所等	事務室	623.00		無	EH-1-5
						無	EH-2-5
						無	EH-3-5
6F	6F事務室	事務所等	事務室	623.00		無	EH-1-6
						無	EH-2-6
						無	EH-3-6
7F	7F事務室	事務所等	事務室	623.00		無	EH-1-7
						無	EH-2-7
						無	EH-3-7
8F	8F事務室	事務所等	事務室	495.10		無	EH-1-8
						無	EH-2-8
						無	EH-3-8
8F	セミナールーム	事務所等	会議室	127.90		無	EH-1-9
						無	EH-2-9
						無	EH-3-9
9F	9F食堂	事務所等	社員食堂	520.40		無	EH-5

様式 4-2. (給湯)給湯機器入力シート

① 給湯機器名称	② 定格加熱能力 [kW]	③ 定格熱源効率 [-]	④ 配管保温仕様 (選択)	⑤ 接続口径 [mm]	太陽熱利用			⑨ 備考
					⑥ 有効集熱面積 [㎡]	⑦ 集熱面の方位角 [°]	⑧ 集熱面の傾斜角 [°]	
EH-3-B1	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-1	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-1	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-1	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-2	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-2	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-2	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-3	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-3	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-3	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-4	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-4	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-4	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-5	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-5	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-5	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-6	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-6	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-6	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-7	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-7	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-7	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-8	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-8	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-8	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-1-9	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(女子便所)
EH-2-9	1.50	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(男子便所)
EH-3-9	3.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(給湯コーナー)
EH-4	10.00	0.30	保温仕様3	20				電気給湯機(B1F シャワー室)
EH-5	40.00	0.80	保温仕様3	60				ガスボイラー(厨房)

様式 5. (照明)照明入カシート

階	室名 (転記)	室用途 (転記)	室面積 (転記)	階高 (転記)	天井高 (転記)	室指数		④ 給 排 調	⑤ 照明器具型式 (照明器具表の記 号等)	⑥ 機器名称	⑦ 定格消費 電力 [W/台]	制御による補正						
						② 開口 率 [%]	③ 開口 率 [%]					⑧ 台数	⑨ 在室検知制 御	⑩ タイムスケ ジュール制 御	⑪ 初期照度補 正	⑫ 明るさ感知に よる高光利用 制御	⑬ 明るさ感知に よる点滅制御	⑭
B1F	中央監視室	事務所等	85.00	5.50	4.80	6.80	12.50		埋込下面ルーバー		94	18						
B1F	清掃員控室	更衣室	22.40	5.50	2.80	5.20	4.30		埋込下面開放		95	4						
B1F	書庫	更衣室	22.10	5.50	2.80	3.30	6.70		直付富士型		95	3						
B1F	更衣室	更衣室	12.00	5.50	2.80		0.85		埋込下面開放		95	2						
B1F	受水槽室	機械室	91.20	5.50	5.80	9.40	9.70		反射笠付		95	4						
B1F	機械室	機械室	238.50	5.50	5.50		0.92		反射笠付		95	7						
B1F	発電機室	電気室	70.20	5.50	5.80	12.10	5.80		反射笠付		48	2						
B1F	電気室	電気室	79.80	5.50	5.80	8.40	9.50		反射笠付		95	3						
B1F	MDF室	電気室	21.80	5.50	5.80	2.60	8.40		反射笠付		95	4						
B1F	廊下	廊下	80.80	5.50	2.40		0.75		ダクト付		48	24						減光
B1F	階路室N	廊下	22.40	5.50	5.50	3.20	7.00				179	1						
B1F	乗降ロビー	ロビー	11.20	5.50	2.40	2.60	4.30				123	1						
B1F	DS	機械室	7.00	5.50	5.50	1.00	7.00		直付富士型		22	2						
B1F	PS1	機械室	3.40	5.50	5.50	1.20	2.80		直付富士型		22	1						
B1F	倉庫1	更衣室	16.20	5.50	5.80	2.80	5.80		直付富士型		95	2						
B1F	倉庫2	更衣室	45.20	5.50	5.50		0.40		直付富士型		95	5						
B1F	PS2	機械室	3.40	5.50	5.50	1.20	2.80		直付富士型		22	1						
B1F	便所	便所	7.80	5.50	2.40	2.80	2.80		ダクト付		48	4						
B1F	湯沸コーナー	湯沸室等	7.70	5.50	2.40	2.40	3.20		流元灯(カバー付)		22	1						
B1F	シャワー室	湯沸室等	8.40	5.50	2.40	3.00	2.80		流元灯(カバー付)		95	1						
B1F	消火ポンプ室	機械室	15.00	5.50	5.80	3.60	4.40		ダクト付		48	4						
B1F	倉庫3	更衣室	9.40	5.50	5.50	2.60	3.60		直付富士型		48	2						
B1F	階段室S	廊下	22.40	5.50	5.50	3.20	7.00		直付富士型		95	1						
1F	1F事務室	事務所等	605.20	4.00	2.80		5.32		埋込下面ルーバー		179	1						
1F	警備員室	中央監視室	17.80	4.00	2.80	3.30	5.40		埋込下面ルーバー		94	118						明るさセンサー
1F	エントランスホール	事務所等	201.60	4.00	6.40	9.00	22.40		ダクト付		95	4						明るさセンサー
1F	1FEホール	事務所等	37.40	4.00	2.40	11.00	3.20		ダクト付		48	12						

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 延べ面積】	m ²
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/m ² ・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/m ² ・年
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出入する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
外皮平均熱貫流率	W/m ² ・K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意4のとおりとします。
4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要な事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第六（第四十三条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

建築物全体

住戸の部分のみ

建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り）を記載してくだ

さい。

4. 4 欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

様式第八（第四十六条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

①計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名 印
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本工業規格A列4番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

印

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

②計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（参考様式3）

（日本工業規格A列4番）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称 印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
3. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

③認定しない旨の通知（参考様式4）

（日本工業規格A列4番）

不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

所管行政庁 印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

⑤認定の取消しの通知（参考様式5）

（日本工業規格A列4番）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者 殿

所管行政庁 印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 理由

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関	印
------------	---

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 市街化区域
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
5. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 建築物全体 住戸の部分のみ
建築物全体及び住戸の部分
7. 認定申請先の所管行政庁名
8. 適合することを確認した認定基準
法第54条第1項第1号関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
一次エネルギー消費量に関する基準
その他の基準
法第54条第1項第2号関係（基本方針）
法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審査員氏名	

適 合 証 (変 更)

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 市街化区域
区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 一戸建ての住宅 非住宅建築物 共同住宅等 複合建築物
5. 建築物の工事種別 新築 増築 改築 修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 建築物全体 住戸の部分のみ
建築物全体及び住戸の部分
7. 認定申請先の所管行政庁名
8. 適合することを確認した認定基準
法第54条第1項第1号関係
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準
一次エネルギー消費量に関する基準
その他の基準
法第54条第1項第2号関係（基本方針）
法第54条第1項第3号関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認 定 申 請 日	年 月 日
適 合 証 交 付 年 月 日	年 月 日
適 合 証 交 付 番 号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関
印

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

低炭素建築物 認定マニュアル

平成 24 年 12 月 4 日 第 1 版発行

監修 国土交通省住宅局住宅生産課
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
一般社団法人 日本サステナブル協会
